

室町幕府最末期の京都支配

——文書発給を通じて見た三好政権——

今 谷 明

【要約】 天文十八年の摂津江口の戦いにより細川晴元政権は崩壊し、応仁乱以降約八〇年続いた管領代制を否定した三好長慶の畿内支配が展開する。しかしこの時期に於てもなお室町幕府は依然として厳存し、その支配文書である奉行人連署奉書も相当数が残存している。とすればこの時期の政治状況を分析する前提として、室町幕府権力と三好・松永政権の間にならざる授權関係が存在したかが問題となる。長慶政権に関しては長江正一氏の労作『三好長慶』（人物叢書）があるが、本稿では武家文書の発給状況を通じて従来不明確であった幕府との政治的関係を中心に長慶政権の性格を考察する。この期間に三好政権が発結した大量の折紙は、殆ど年季を記さぬ書状形式であり編年分析は困難であるから、差当り年季の明確な室町幕府奉行人奉書を網羅的に蒐集し、その分析を手がかりに天文末～弘治永禄初年にかけて成立した『長慶裁許状』の位置付けを行ない、以下三好被官折紙・三人衆折紙等について考えたい。

史林 五八卷三号 一九七五年五月

応仁の乱後における室町幕府については、大乱による社会変動の結果、衰退・崩壊し、政治的には殆んど力を失ったと見る見解が、戦後の中世史研究では有力であるが、反面、種々の史料を検討すると、この時期の幕府に一定の領域的支配権と軍事力が存在していたことは、否定できない事実である。例えば、幕府権力の殆んど唯一の意志表示というべき室町幕府奉行人連署奉書は、応仁・文明の乱の経過によってむしろ激増する事実が幾人かの研究者によって指摘されているし、^①徳政令や撰銭令といった経済法は乱後かえって集中的にあらわれるのである。要するに、政治権力としての室町幕府は、乱後崩壊したのではなく、相当程度に変質しながらも、局地政権として畿内周辺に存続していたことが明白であるが、そ

の場合に、幕府権力の維持存続を可能ならしめた政治的条件が当然問題になるであろう。

統治権力としての幕府が衰退に向うにもかかわらず、幕府の政治文書である奉行人奉書が増加するという一見奇妙な現象を理解するために、筆者はさきに応仁・文明の乱後における武家文書を分析した結果、幕府文書の背後に管領細川氏の奉行人・管領代の発給文書が動いており、それらが軍事的実力を背景に幕府奉行人奉書を補完するという制度が成立していたことを指摘し、乱後管領制が廃絶するという通説的見解に疑問を呈示した。筆者の検討した限りでは、管領代制はほぼ応仁乱後から、天文十八年までに至る約八〇年の期間続いており、細川政元・高国・晴元の三代の間がこれに相当すると考えられる。このうち晴元政権に関しては既に公表済みであり、政元・高国政権の概要についても別途検討の一部を最近発表している。^④

そこでこの小論に於ては、その管領代制が崩壊し、新たに三好氏を中心とする幕府体制外の権力が畿内に登場し、それが織田信長の入京によって終止符を打つまで約二〇年間の過渡期の政治状況を若干考察してみたいと思う。周知のようにこの時代は、政治的軍事的に畿内が最も混乱を極め、武将や幕府関係者の出入りも激しく、政局は甚しく流動的である。本稿ではまず政治史分析の基礎作業として、室町幕府および三好・松永氏それぞれについて発給文書を点検し、整理することから初めて、この権力構造の一端にアプローチしてみようと考えた。織豊政権に先行する畿内の戦国権力として、三好・松永氏の評価はそれなりに重要な意味を持っていると思うが、その全面的な究明は将来の機会に譲り、さし当って政権の推移を確定することにとどめたい。

天文十八年六月、三好長慶の一族十河一存らは摂津中島の江口付近で、細川晴元側の軍勢を撃破し、三好政長を敗死せしめ、ここに大永七年より二〇数年間続いた晴元政権は崩壊した。摂津越水城主三好長慶は細川氏綱を擁して同年七月、念願の入京をはたし、細川晴元は近江坂本へ脱出する。これより永禄十一年九月に織田信長が上洛するまで約二〇年間、畿内の政治は三好氏を中心に動いていくことになる。一体、織田信長入京前の京都・畿内の形勢については、必ずといっ

てよい程概説書の類には殆んど言及されているが、それは大半が戦乱の経過と人物論に終始してきたように思われる。その中で昭和四〇年代に入って長江正一氏が『三好長慶』を出され、相前後して京都市史編纂所から「京都の歴史3」が刊行されて、初めてこの政権が検討の対象に加えられるに至った。とくに長江氏の著書には、三好長慶に関する基本的に重要な事実がほぼ網羅されており、個々の事実関係については最も詳細な論考である。従って本稿では、これらの著作でも十分に触れられていない室町幕府と三好政権との関係に専ら分析の対象をしぼり、この政権の性格を検討することとしたとい。

- ① 田沼睦氏執筆「幕府(將軍)の支配文書」(伊知地鉄男氏編『日本古文書学提要』昭41上巻所収)。飯倉晴武氏「応仁の乱後における室町幕府の性格」(日本史研究一三八・一二三九合併号所収)
- ② 例えば永島福太郎氏著「応仁の乱」昭43、なお最近桑山浩然氏は「室町幕府」(羽下徳彦氏他氏編『日本史の基礎知識』昭49有斐閣刊所収)において、義政の初期に管領制から奉行入・奉公衆による將軍独裁体制に移行するという観点を呈示されており、五味文彦氏も「管領制と大名制」その転換」(神戸大文学部紀要4)で略々類似の視方をされている。拙稿「文安土一揆の背景」(日本史研究一四七号)はこれと対蹠的な面から嘉吉・文安期の幕政を考えたもの。
- ③ 拙稿「細川・三好体制研究序説——室町幕府の解体過程」(史林五六巻五号所収)
- ④ 「管領代筆書の成立——室町幕府武家文書変遷史の一瞥」(『古文書研究』七八合併号収載)。なお同期山城守護との関連についての詳細は、別途八稿を予定。
- ⑤ 『鹿苑日録』天文十八年六月廿四日条ほか
- ⑥ 『敵助往年記』同年同月条ほか
- ⑦ 田中義成氏著『織田時代史』大13、渡辺祐祐氏著『室町時代史』明40(早稲田大学出版部『日本時代史』巻七所収)、杉山博氏著『戦国大名』昭40(中央公論社刊『日本の歴史』巻十一所収)ほか。
- ⑧ 豊田武氏編『人物・日本の歴史』昭41巻六「戦国の群雄」参照。
- ⑨ 吉川弘文館刊人物叢書一四九(昭43)。

一、三好・松永関係文書について

京都周辺の社寺文書を中心として、今日残存している古文書を網羅的に閲覧した結果、現在筆者の極めて不十分な調査の範囲でも、三好・松永政権に関する文書は約千点近い数字に達している。その内訳は、幕府および三好・松永一族がこの期間に発給した文書はそれぞれ約三〇〇点、また三好氏被官人の折紙が約三〇〇点で、その他旧細川晴元政権の殘党

文書などがあり、これに公卿・禪僧の日記など古記録類を加えると尨大な量となる。これは同時期における戦国大名の文書群と比較しても決して史料的に乏少であるとはいえない。それにもかかわらず、今日までこの政権に関する研究が殆んど皆無に近いのは、さまざまの理由が考えられるが、その一つとして挙げられるのは、文書の様式であろうと思われる。

まず千点におよぶ三好氏関係史料の中で大半を占めるのは、三好長慶および永禄四年に三好家の家督を継いだ嫡子義長、さらに義長と長慶の死後一族十河氏から出て三好氏の当主となった三好義繼、この三名の内衆(被官人)^①の折紙であるが、これらのすべてといってよい程が書状形式であり、つまり年季が記されておらず、発給の時点が明確でないため、研究に極めて困難を伴うのである。またそれらに次いで多数を占める三好長慶・松永久秀^②自身の署名している折紙も大半年号が記されていない。従ってこれらの史料はその内容や差出者の官途名等の部分的な手がかりにより推測する以外に方法がないわけである。三好長慶の如きは、相論の裁許状まで書状で出している^④。このように大半の上意下達文書が書状の形式をとっているということは、文書発給者自身が、後世に証拠書類としてその文書が残存した場合の重要性をほとんど意識していない、ということを示すと考えられる。これは、とりもなおさず、この権力の文書発給行為が暫定的なものであって、制度化していなかったことを意味するものと思われるが、反面、事件に即した文書の瞬間的効力が重視されるようになり、安堵・宛行といった長期にわたる文書の持続的効力にあまり意味が持たれなくなったことを示すものではあるまいか。事実織豊政権から幕藩体制下の京都所司代文書に至るまで、しだいにこのような年号欠文書が比重を増してくるのである。^⑤

次にこの時代の文書のうち、明確に年季が記され、文書差出者・発給者の意志が明確に判明する文書を掲げよう。これらは大別して(1)幕府関係文書、(2)三好氏関係文書、(3)その他、に分けられる。これらのいずれにも通じて年季明確な史料としては、寺院・神社の境内門前、町組・惣村等局地を限って、自派軍隊の行動に規制を加え、該地の治安維持を保障する文書である「禁制」がある。これは室町幕府^⑥、三好松永氏、近江守護六角氏など当時の有力武将が署判したもので、京都の社寺を中心に山城一国に対して約百二十点余が発給されている。さて(1)幕府関係の文書は、將軍自署の御判御教書、

管領代奉書、室町幕府奉行人奉書がある。このうち足利義輝の御判御教書は、極く僅かしが残存しておらず、実際に発給された数も多くなかったものと推定され、政治的に格別大きな意味を持ったとは考えられない。次に管領代奉書であるが、三好長慶が細川氏綱を新管領として擁していた関係で、天文十八年七月の長慶入京直後わずか期間に、氏綱の管領代松田守興が発給した奉書が数点散見されるのみで、同年十月以降全く消滅している。一方近江に逃亡した細川晴元の管領代のうち飯尾元運、同為清の奉書が天文末年にかけて数点残存しているものの、亡命政権としての性格上殆んど実効性を失っているものとみられる。それ以外は細川氏綱の書状若干のみで、他に管領関係の文書はなく、ここに管領制は全く廃絶したと考えてよいと思われる。この点が前代の晴元政権との最も明瞭な差異であろう。

ただ、この管領代奉書も、永禄八年將軍義輝の殺害後、足利義栄が三好三人衆により次期將軍に擁立された時点で再び復活することになる。すなわち摂津芥川城に於て長慶に養育されていた細川晴元の遺子昭元が、三好氏らによって最後の管領として利用され、永禄八年以降、信長入京までの僅か三年間であるが管領代奉書がみられる。この時の管領代はかつて晴元の管領代であった飯尾為清とその子と考えられる為房である。

これ以外の幕府関係文書はすべて室町幕府奉行人奉書であり、その数約二百七十点余が今日残存しており、実質的に室町幕府権力の意志はすべてこの奉行人奉書に表示されているとみてよいと思う。

(2)次に三好氏関係では、三好長慶、およびその家督継承者三好義長、同義継の発給した直状(書下)が二〇点余判明している。これに永禄貳年のみではあるが松永久秀も一点の直状を発給しており、右に準じて扱うことができると思われる。

(これらは後に検討したい)さらに永禄四年を初見として、三好氏奉行人奉書とでもいうべき一群の史料(十点余)が散見する。これは室町幕府奉行人連署による折紙奉書の様式に酷似しており、明らかにそれに見倣ったと見られるもので、『史料綜覧』ではこれを幕府奉行人奉書と扱っているが、すべて三好氏の被官人であることは明白である(後述)。これ以外の三好関係文書はすべて禁制である。この禁制に署判しているのは長慶、義長、義継の三名とその一族、および松永久秀、久通

父子に限られ、今村慶満以下多数の被官人は、全く禁制を発給していない。従って三好家臣団の軍事体系の中で禁制発給権をもつ三好一族と松永氏は、それ以外の被官人からは特殊な地位を占めていたことが推測され、結局文書様式上から三好政権の階層を分類すると、まず直状(書下)を発給する三好長慶(一時期松永久秀が入る)および家督継承者たる義長、義継、三好三人衆が最上位にあり、次で禁制を発給することができる三好一族と松永氏、その下に連署奉書を発給する奉行人が位置し、書状形式の折紙しか出せぬ被官人グループがあつて、これらは截然と権限分割が行なわれていた如くである。なお長慶および三好一族の禁制はすべて直状(書下様又は下知状)で書き止められており、奉書様式をとっている幕府奉行人連署の禁制や、直状と奉書の間様式をとる六角氏奉行人の禁制とは明白に差異が見られる。^⑬

(3)その他 これは永禄四年から五年に亘り一時的に京都を占拠した近江守護六角義賢の奉行人文書が殆んどであり、他に細川晴元の殘党とでもいうべき三好政勝(政長の子)、薬師寺弼長らの禁制、折紙が若干ある。^⑭これらの勢力に共通していえることは一貫して反三好派に終始したことであるが、永禄四、五年に限って幕府にも敵対したことがあるのでいちがいに幕府方ともいえないのである。また特殊なものとしては大覚寺門跡義俊の坊官とみられる禁制、および永禄八年南都を脱出した一乗院寛慶(足利義昭)御供衆の禁制が数点残存している。^⑮これらの勢力が京都に於て支配権を掌握したのはいずれも一時的であり、軍事的政治的情勢の急変によるもので、大勢には大きな影響を及ぼしたとはいえない。所詮、室町幕府と三好政権が拮抗して京都の争奪を繰返していたことが文書上からも推定されるのである。

以上、この二〇年間における武家文書のうち年代の判明する史料を通観した訳であるが、本稿ではさし当ってこれら年季明確で差出者の意図がはっきりしている文書を手がかりに分析をすすめたいと思う。残る数百点の年季不明文書の分析は今後の課題として別の機会に検討を加えたい。

① 従来の研究では、如何なる人々が三好氏の内衆であつたかという点についてさえ、明らかにしていない。そこで三好氏内衆の折紙を例示

する前に、主たる被官人の人名とその考証を次に掲げる。

今村慶満……「慶満」の署判は『醍醐寺文書』『東寺百百合文書』等

約四〇点の折紙が残存しており、長慶被官中最重要な人物である。

『上京文書』（京都国立博物館寄託原本、京大国史研究室所蔵享本）所収卯月廿一日付上京中宛書状に「今村紀伊守慶満」とあり（慶満署名と同筆であり、従って後世の加筆ではない）また『言繼卿記』天文十八年八月廿七日条所収山科言繼書状において「今村紀伊守」の違乱停止を訴えているので、長慶の被官であることは確実。長江氏掲書参照。

多羅尾綱知……『綱知』の署判は『参詣寺文書』『金蔵寺文書』に廿点弱の折紙が見出される。そのうち『参詣寺文書』（京都大学国史研究室所蔵原本、同室所蔵影享本『古文書纂』所収）所収六月二日付参詣寺年預中宛書状に「多羅尾左近大夫綱知」とあり、前掲『上京文書』所収卯月廿一日付文書に今村慶満と連署しているので長慶の被官人たることは明らか。なお綱知書状のうち半数近くが連署である。

藤岡直綱……『直綱』署判折紙は『東寺百合文書』『竜安寺文書』に十余点。『竜安寺文書』二（京大国史研究室所蔵影享本、以下京影と略す）所収十二月廿三日付安井宗安宛書状に「藤岡石見守直綱」とあり、『言繼卿記』天文十九年十一月八日条に「三好与力藤岡石見守直綱」とあるから長慶被官人であることが判明する。

中村高統……『東寺百合文書』に十通弱。『東寺百合文書』ト四 正月廿一日付宝蔵院・観智院宛書状に中村美濃守高統とあり、藤岡直綱と連署しているから長慶の被官人と判明。

斎藤基速……『東寺百合文書』『泉涌寺文書』等に十通余。『東寺文書』卅所収二月九日付書状に斎藤越前守基速とあり、『嵯川家記』所収五月廿九日付嵯川親俊書状の宛先に松永久秀と並べて「斎藤越前守殿」とあるにより長慶被官人と確定（後述）。従ってこの人物は松永久秀と同格に扱われていた長慶家臣中筆頭クラスの被官である。なお基速は天文元年に崩壊した堺公方府に於て奉行人を勤めた散位斎藤基

速（前掲拙稿「細川・三好体制研究序説」）その人である。顕本寺の合戦後尾利義隆と共に阿波に逃れ、長慶政権の成立とともに内衆に迎えられたものであろう。故に長慶被官人中では旧幕府奉行人系統に属する特異な経歴をもつ人物といえる。

安井宗運……『東寺百合文書』に二十七通の折紙が残っており、今村慶満と並んで多数の文書を残している。その内容は三好軍の機密に関するものが多く、東寺と三好軍との特殊な関係を示すものといえよう（後述）。『東寺百合文書』ニ所収卯月十七日書状に安井法眼宗運とあり、『東寺百合文書』ニ所収四月十五日付宝蔵院・観智院宛書状で藤岡直綱と連署していることにより長慶被官と知られる。

狩野宣政……『竜安寺文書』『東寺百合文書』に十通弱。『竜安寺文書』二（京影）所収十二月廿三日付安井宗運宛書状に狩野信濃守宣政とあり、『言繼卿記』天文十八年十一月九日条に「三好筑前守（中略）内者松永彈正忠、同狩野信濃守」とあるにより三好被官は明らか。室町幕府奉公衆狩野左京宛（『言繼卿記』天文廿三年七月九日条）はこの一族か。

小此木宗国……『東寺百合文書』その他に約二十通。『東寺百合文書』ヲ三 所収十月廿五日付東寺維掌肥前守宛書状に、「小此木左京進宗国」とあり、文中に「三策一札進之候」とあるにより、長慶被官と推定。残存折紙の大半は東寺に対する礼銭の催促が中心である。

鳥養貞長……『大仙院文書』『上京文書』等に十通弱。そのほか後述のように彼は永祿四年より三好義長の奉行人として連署奉書の奉者とになっている。『上京文書』一 所収七月十三日付立宛 三条百姓中宛書状に「鳥養兵部承貞長」とあり、『言繼卿記』天文廿二年七月十六日条に「芥川鳥養兵部丞」とあるので長慶被官と判明。三好家臣団中、明確に摂津国人出身と知られるのはこの鳥養氏ぐらいである。

これ以外に折紙の散見される被官人としては山本久政（『広隆寺文書』

坤、『郡家区有文書』所収永祿二年五月十九日付三好長慶水論裁許状指図証判はか、若槻長澄『多田院文書』補遺二、『金蔵寺文書』ほか四手井家保『三宝院文書』ほか今村政次『東寺百合文書』ニほか福家長頭『東寺百合文書』トほか等が挙げられるが、いずれも十点到満たぬ文書なので省略する。これらの人物を晴元政権時代の茨木長隆、古津元幸、波々伯部元継、田井長次、高島長信等と比較してみると、人的系譜に全く関連性が見られず、家臣団編成において晴元政権とのつながりは断絶しているといつて差支えないであろう。高國政権から晴元政権への推移において、茨木氏波々伯部氏等内衆が一定の人的系譜を保っていたに比較すると、著しい差異が認められるのである。

次に内衆連署の折紙の例を掲げる。

当所段米之儀、被背 御書并三好筑前守殿折帟此方使不被入置由、失面目候、然上者 当寺領儀 押可被下候、為御届申入候 恐々謹言

十二月十三日

今村紀伊守
慶満(花押)
多羅尾左近大夫
綱知(花押)

東寺
惣庄中(『東寺百合文書』ニ三)

② 長慶の署判している残存文書は、管見の範囲では折紙一一五点、禁制四二点の計一五七点に達する。この数字は畿内の戦国武将中では最大級に属し茨木長隆の奉書一三六点(前掲拙稿史料論文では、長隆奉書を一一六点としたが、その後廿点が新たに判明した)書状二一一点計一五七点にあたかも匹敵する。折紙一一五点の内訳は、裁許直状一五一点、裁許書状七点、贈答の礼など行政・支配効力を全く伴わぬ純私信が一八点、残余の書状が安堵・宛行・軍勢催促などの折紙である。なおこの内には明らかに長慶政権成立(天文十八年)以前と考えられる

文書(利長、範長と署名したもの)十八通を含む。禁制は天文八年閏六月の成就院文書を初見とし、永祿七年二月付清涼寺文書に至るまで、ほぼ死の直前までの活動期間全般にわたっている。但し永祿三年九月の観心寺文書所収禁制より、先述永祿七年二月禁制まで約三年半の期間は全く禁制がなく、山城一国に限って言えば、永祿元年九月に清水寺に掲げた禁制より五年半の間、全く所見がない(この意味については後に検討する)。次に典型的な長慶の書状折紙を例示する。

三郎左衛門尉方借物事、自方々申儀候共、既從(細川氏親)御屋形様欠郡中徳政之儀被仰出上者、相除界自余者何も可行候之間、不可有返弁候、尚以申方候者、為此方可申分候 恐々謹言

十二月十二日

寺町大甫殿(燈心草庵所蔵文書)

御宿所

これは本稿で初めて紹介する新史料で、林屋辰三郎氏の蒐集にかかると『寺町文書』の一通である。寺町氏は細川京兆家の有力内衆であり(前掲拙稿「管領代奉書の成立」参照)、摂津欠郡中に在地徳政を三好軍が公布した注目すべき文書といえよう。なお界を徳政対象から除外している点は、三好政権の商業政策の一端を示すもので、堺の商人層を保護したことを示す。年季を確定する有力なキメ手はないが、細川氏綱の命を奉じている点からして、天文十八年を隔る遠くない時期のものであろう。

③ 久秀署判の文書は折紙五八通、禁制九通の計六七通で、長慶よりはるかに少数であるが、それでも三好被官人中最大の文書群といえる。折紙五八通の内訳は裁許直状三点、純私信一二点、裁許取次書状六一点、その他は安堵状が少く、洛中に対しては殆ど安堵状を出していない。なお大和支配関係では九点(法隆寺文書)しか見出せなかったが、これは精査によってかなり増加する可能性がある。禁制は永祿三

年二月付河内金剛寺に掲げられたのを初見とし、元龜三年八月付『離宮八幡宮文書』に至るが、松永久秀が長慶内者として三好政權成立当初より活動しているのに、永祿三年二月以前、禁制が全く見られないのは、同年二月直前のある時点以降、久秀に禁制発給権が与えられたことを意味する。なお洛中に対しては、永祿四年より七年の三ヶ年間に五点しか発給されていないのである。以下、久秀折紙のうち新史料二点を紹介する。

当郡小郡代事、長井孫四郎方へ申合候、彼得其意、馳走肝要候、恐々謹言

十月九日

松永 久秀（花押）

河州 波河郡中（『燈心草庵所蔵文書』）

この史料の年代は河内に三好政權の軍事支配が浸透した永祿三年六月以降のそれに違くない時点であろう。松永久秀が郡代の任命に関係している点が注目される。さて次の史料は、『京都の歴史3』刊行後に行なわれた京都市史編纂所の史料採訪において発見された注目すべき文書である。（その後火災により原本は失われた由である）

就當寺諸役免除之儀、長慶折紙事、種々相調進入候、將亦炭廿俵、木十把送給候、御恩候末望候、恐々謹言

二月廿二日

松永彈正忠

久秀（花押）

鞍馬寺

山上山下惣御中

（『鞍馬大惣仲間文書』L1号）

この文書の年季は、久秀の官途が彈正忠であることから永祿三年正月以前（久秀の彈正少弐任官は同月十一日——『永祿三年日記』（宮内庁写本）同日条）、さらに長慶折紙とあるに注目して永祿二年五月以前と推定（後述）される。この史料で重要なことは、久秀が長慶の訴訟、裁許の取り次ぎの役割を演じていることであろう。

④ 『法金剛院文書二』所収十二月廿六日付法金剛院珠榮房宛書状、宮内庁写本『東福寺蔵文書（新井本）』所収十一月廿七日付東福寺行者中宛書状、『土佐文書』坤（京影）所収十一月廿七日付靈又右衛門尉宛書状、『東寺百合文書』二三所収十一月二日付竹田他名主百姓中宛書状、『西宮神社文書』（京影）所収九月二日付西宮社家中宛書状。

⑤ 前田玄以の折紙には、豊臣政權成立当初の天正十一・十二・十三年頃（玄以法印下知状写）参照）を除き、大半年季が記されていない。また京都所司代板倉勝重、重宗の時期になると、極く一部の奉書、触書、下知状を除いて年季がなく、印判状に至るまで書状形式をとるようになる。

⑥ 幕府の禁制は、盛期に於ては管領、管領代、侍所等も発給していたが、この時期は奉行人連署奉禁制に限られる。ただし例外として、永祿元年六月四日付細川晴元禁制（『東寺百合文書』せ）および晴元管領代の飯尾元運、同為清の禁制が数点（天文二十一年以前）、また政所執事伊勢貞孝の永祿五年九月二日付禁制（『大徳寺文書』二）が残存している。しかしながら晴元以下は亡命政權（晴元は天文廿一年以降右京大夫の官途を失う）であり、さらに永祿五年九月段階の伊勢貞孝も政所執事の権限を奪われており（後述）、いずれも厳密には幕府文書とはいえぬ性格のものである。

⑦ 『真正極樂寺文書』（東京大学史料編纂所架蔵影写本、以下東影と略す）所収永祿六年五月十三日付御判御教書他数点。

⑧ 松田守興奉書一覧

年月日	宛先	内容	典拠
天文十八・七・四	南禅寺末寺	山城深草内散在寺領安堵	真乘院文書二
・七・七	深草松寺	〃	〃
・七・七	百姓中	寺領惣安堵	大徳寺文書一
・七・七	大徳寺難掌	〃	〃

・	五辻大宮	敷地門前地子錢ヲ妙覚寺	・
・	百姓中	寺領惣安塔	・
・	竜翔寺	ニ沙汰セシム	・
・	山越下三福	年貢寺納ヲ命ズ	・
・	太泰百姓中	〃	・
・	大山崎密庄	禁制	・
・	深草名主百姓中	重ネテ年貢寺納ヲ命ズ	・
・	太泰西院名主百姓中	〃	・
・	9 14	〃	・
		離宮八幡宮文書中	・
		真乘院文書三	・
		大徳寺文書六	・

これによると、同年九月十四日以降のある時点（恐らく十四日直後か）で、松田守興は三好長慶のために管領代の地位を逐われたことは確実である。

⑨ 前掲拙稿史林論文所収表Ⅰ「細川晴元管領代奉書編年目録」二ノ74～77号、三ノ69～71号

⑩ 細川氏綱署判の文書は禁制、幕府御教書ともに皆無であり、書状のみ残存している。

⑪ 飯尾為清は天文二十年八月までは晴元の管領代たりし事は確実である（『日野家領文書写』所収同月四日奉書）。しかるに翌天文廿一年九月三日には、山科言繼が長慶の許に懇訴に向う家礼の沢路筑後守に為清宛書状を托送しているから（『言繼卿記』同日条）、遅くとも同日以前に三好政権の内者に翻身したことは明白である。按ずるに同年一月末の足利義輝と三好長慶の和議に於て、晴元の嫡子聡明丸（のち昭元）が質子として長慶方にとられている（長江氏前掲書P一二二～一二三）ことよりして、昭元付きの奉行人として三好政権に迎えられたのではなからうか。昭元の元服（弘治四年二月、長江氏前掲書P一五一）後再び為清の奉書が登場する（『多田院文書』二所収永禄二年六月十四日付奉書）ことは、この推定を裏付けるものであろう。永禄八年以降の

奉書については後述する。

⑫ 三好義賢（法名実休）、十河一存、安宅冬康（鴨冬）、芥川孫十郎（この人物は一時期反三好方に属す）の四名。なお長慶の岳父に当る河内守護代遊佐長教も一族に準ずるものと見てよいだろう。

⑬ これらの点に關しては、菊地登氏「信長の禁制について」（日本史研究一三七号所収）の指摘に負うところが多い。但し菊地氏が幕府奉行人とされる飯尾為清は晴元奉行人の誤り、細川藤孝および中沢元綱も「足利義昭御供衆」とすべきである。菊地氏の視角を借りていうならば、三好長慶が信長と異なって一貫して直狀禁制のみの揭示に終始したことは、長慶がとり続けた室町幕府体制外的立場を明瞭に意志表示するものである。なお筆者のいう直狀禁制とは菊地氏の判別基準とやや異なり、専ら書止文書に注目するもので、末尾が「——堅令停止訖、（中略）可処嚴科者也、仍下知如件」で止められている文書を指し、奉禁制とは「——堅被停止訖、（中略）可被処嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件」で止められるもの（管領代禁制は「依仰下知如件」となるがこれも奉禁制の範疇に入れてよからう）、また中間様式とはこの両様の中間、つまり「可被処嚴科者也」などとなっている文書を指す。

⑭ 六角氏奉行人能寺忠行、永原重康、蒲生定秀、宮本賢祐、平井定武ら署判の文書（洛中に発給されたもの）は二五点、天文廿年の二点を除けばすべて永禄四年閏三月から翌年四月までの一年間に集中している。これらのうち十五点を『史料綜覧』に載せているが、そのことごとくを室町幕府奉行人の文書として扱っている。しかしこれは「近江蒲生郡志」その他が考証する如く、近江守護奉行人奉書であることは明白である。（この考証は煩瑣に互るので省略し、『蒲生郡志』に譲る）二五点の内訳は徳政令一点、洛中掟一点、徳政免除折紙二点、を除いてすべて禁制であって、六角氏の京都占領が軍事的範圍にとどま

つていたことを示すものと考えられる。なお徳政令と洛中拵は佐藤進一・池内義賢両氏共編『中世法制史料集巻二』（参考資料一〇六～七号）に収載されている。

- ⑮ 晴元残党の文書として明徴のあるものは三好政勝（政長の子）を中心として香西元成、柳本元俊、薬師寺弼長、柳本秀俊の五名が署判する。いずれも禁制・折紙両様に互るが文書数は少なく、政勝が一点（うち禁制四点）、他は数点に満たず総計十七点にすぎない。まず前三者は、『敵助往年記』、天文廿年七月十四日条に「晴元方人数出張、三好右衛門大夫、香西・柳本」とあり、『東寺文書』薬所収十月十九日付遍照心院宛書状に「三好右衛門大夫政勝」と「香西越後守元成」が連署しており、『大仙院文書』二所収三月十六日付大仙院納所宛書状に香西元成と「柳本孫七郎元俊」が連署していることから、晴元一党は明らかである。また後二者は下って永禄八年九月十一月の間に集中して登場するのみであるが、永禄五～六年段階で柳本、薬師寺らが反三好派であったことは傍証がある（『長享年後畿内兵乱記』『敵助往年記』ほか）から晴元残党の系譜を引くと考えられる。これらの勢力は丹波を本拠に京都西北周辺でゲリラ活動を行なったが、洛中を占領したことはなかった。

- ⑯ この文書も次の足利義昭御供衆と並んで永禄八年秋に集中的に登場するという著しい特徴がある。ここで大覚寺坊官禁制とは章相、俊定、俊世の三名が署判する連署直状禁制をいい、永禄七年十月より翌年十月まで六点が残存する。うち三点を『経覧』は幕府奉行人として収載しているが、『梅畑村共有文書』（東影）所収三月十三日付津崎大蔵丞宛書状の署名は「勢多左近大夫章相」とあり幕府奉行人でないことは確実で、さらに『田中光治氏所蔵文書』（京影）所収永禄五年三月廿四日付嵯峨土倉中宛連署奉書書の署判に「長田俊世」「井関代藤

元」とあるにより、章相は勢多章相、俊世は長田俊世と判明する。ここで先述「梅畑村共有文書」所収勢多章相書状の文中に「当御門様」とあることに注目し、章相は梅畑村近辺の門跡寺院坊官と推定され、井関は『井関文書』（京影）による大覚寺坊官である。以上により大覚寺門跡義俊の禁制と断定した。武家に非ざる権門寺社の発給せる禁制の例は山門目代（『大徳寺文書』根来寺）『観心寺文書』ほか）等があるが、極めて珍しい。なお大覚寺が妙蓮寺に禁制を掲げた永禄八年九月十六日の同じ日に薬師寺弼長が同寺に禁制を出している点よりして、大覚寺が反三好方に立っていることは明らかである。（同日に敵味方が同一場所に禁制を掲げるということは有り得ない）

- ⑰ 旧室町幕府近習の飯川信堅、細川藤孝、一色藤長三名連署の奉禁制で、永禄八年十月十一日付の三点が残存。信堅は幕府申次（『言継卿記』同年正月十五日条、藤孝も御部屋衆申次（同記永禄二年十月十三日条）藤長は幕府奉公衆（同記永禄八年正月五日条）であり、義輝凶死の際は難を逃れて義昭の側近になったものと思われる。足利義昭（一乗院寛慶）は同年七月廿八日に南都を脱出して近江矢島に滞在（『多聞院日記』同年七月廿八日条ほか）し、地方の大名に檄を飛ばして京都奪回を策している（『上杉家文書』一五〇六号ほか）。たまたまた同年十月八日、丹波の波多野、柳本らが長坂口へ進出したのを機に、旧晴元残党、大覚寺義俊らと連携して京都に軍事行動を起したのである。この十月の騒擾は『多聞院日記』以外殆ど記録を欠くが、十月六日より廿八日までの間に実に十三点もの禁制が洛中に掲げられているのは、その激しさを物語るものである。なお『上杉家文書』一五〇七号大覚寺義俊副状は、前注⑯の推定を裏書きするもので、義昭を盟主とする反三好同盟の拡大に大覚寺が重要な役割を果たしていたことを物語る。

二、長慶裁許状の成立

既に旧稿でも触れたように、入京当時の三好長慶は、晴元の管領代茨木長隆の実権を奪取するのが目的であり、自らは松田守興とともに細川氏綱の管領代格で京都に臨んだと考えられる。長慶自身は管領代奉書を発給することはなかったが、天文十八年九月頃には松田守興をその地位から追放して管領代の全権限を一手に収め、自ら氏綱筆頭代官の地位を擬していたことは、長慶の初期における折紙によくあらわれている。

城州嵯峨清涼寺・栖霞寺・五大堂三ヶ寺祠堂銭寄進得田畠山林^{別紙}等事、為常灯料任御当知行之旨、被成 公方御下知奉書公驗等上者、弥可被全寺務之由候也、恐々謹言

十月五日

十穀堯淳上人^①

三好統前守
長慶（花押）

これは、書き止めが『恐々謹言』と書状形式になっているものの、この部分を『仍執達如件』と置き換えてみると、全く『管領代奉書』の様式に異ならないことが判明するであろう。従ってこの段階の長慶の地位は、文書上からみる限りかつての茨木長隆のそれを超えるものではなかったのである。

ところが天文二十四年にいたって、長慶は次のような文書を発給している。

天龍寺公用物集女庄百石事、御同名兵衛大夫方^{（久勘）}被申結条、遂糺明訖、所詮本在所并散在分被分割、此条被相定可被執置一札之処、不及其儀両方被存知段、不事足者哉、肝要者本役沙汰来被相拘之上者、為不詳以算用速可有御寺納候也、

仍状如件

天文廿四

五月廿六日

長慶（花押）

物集女太郎左衛門尉殿^②

これは、天龍寺知行分の公用米について物集女太郎左衛門尉と同兵衛大夫が相論に及び、芥川城主三好長慶が自らこれ^③

を裁き、その判決文を物集女某に下したものであって、*「長慶裁許状」*というべき文書である。その様式の特徴は、まず年季が明確に記されていること、および「可——候也（農民や凡下に対しては可——者也）、仍状如件」という文書で書止められており、奉書ではなく、明らかに長慶自身が唯一の最高権力者として訴訟に臨んでいることを示す直状（書下）である。④
この種の様式は、室町幕府の武家文書では守護の書下状にその例を見るものであるが、かような京都の権門が関係する相論の裁許にこの形式の文書が使用された例はかつてなく、將軍自署の御判御教書を別とすれば、足利直義の裁許下知状の系統に属するものといえよう。さらに一例を示せば、

当寺旧借事、以算勘之上借錢儀、前相済之段為歷然者哉、然企造意掠 公儀貪取寺領咎依現形、隨身古借書以下其外諸庄園計升、去廿日公文所浄忠・同子下野并 与同人等逐電儀、前代未聞次第也、所詮不限其身妻子同類輩随見合為罪科可被搦捕之、住宅家財名田畠事、任寺法可被仰付之、次於借書者中山藤次郎号玉藏所持候ハ、浄忠申様分明之間、被相理可被請取之、向後捧取逃書物有訴訟之族者、為盜人沙汰至文書者可被留寺家、将亦公文所父子預物在之者、可為御進止候也、仍

状如件

弘治参

十二月廿九日

東寺雜掌⑥

長慶（花押）

これも、東寺公文所の宮野浄忠父子が荘園の会計に不正を犯し、逃亡するという事件⑦に対し、長慶が裁許状を東寺に下したものである。この種の長慶裁許状は、現在管見の範囲では十数例が知られる。それを表に示せば次のようである。

一覧すれば明らかのように、この文書の発給時期は上限が天文二十四年、下限が永禄二年で約五年間にわたる。文書の形式からいえばこの間は長慶以外に上位の命令者が存在しないのであるから、芥川城主三好長慶が畿内の最高権力者となつた筈であるが、この点は如何であろうか。これを確認するには、この前後の時期に於ける幕府を含めた武家文書一般を見ておく必要がある。先述したように、天文十八年より永禄十一年に至る期間、室町幕府奉行人奉書は約二百七十点余に

表1 長慶裁許状一覧

年月日	宛先	内容	典拠
天文24・5・26	物集女太郎左衛門尉	天竜寺公用米、算用ヲ以テ寺納セシム	天竜寺文書五⑧
・8・2	法金剛院珠榮龜井左ノ違乱ヲ止メ院領安堵		法金剛院文書⑨五
・カ・	西九条名主百姓中	〃	〃
弘治24・10・20	〃	抑留ノ年貢ヲ院家ニ沙汰セシム	〃三
元・10・26	金運寺近習中	洪水ニヨリ河原トナリシ敷地ヲ安堵	金運寺文書⑩
・12・14	意北軒三淵晴貞ノ押領ヲ却ケ軒領安堵		大徳寺文書二
2・5・2	壬生官務主殿寮領市原野下地相論裁許		壬生家文書
・12・23	東寺雜掌公文所ノ不正ヲ糾シ年貢直務ヲ命ズ		東寺百合文書
・カ・	東寺雜掌名主沙汰人中	〃	〃
・カ・	東寺雜掌淨忠父子并親類ノ追捕ヲ命ズ		〃
3・10・26	横路百姓	中年貢未進ヲ責メ、皆済ヲ命ズ	退蔵院文書
・11・9	大原野神官	中沢一直ノ押領ヲ卻ケ、社領安堵	大原野神社文書
・12・29	東寺雜掌	旧借不正ニ付淨忠再逮捕、家財没収	東寺文書射文書
永禄2・5・19	摂津郡家惣中	真上村トノ水論ヲ裁許シ用水ヲ認ム	郡家区有文書⑪
?・10・24	猪熊座中	四府駕輿丁諸公事免除	狩野菟集文書⑫

わたって残存しており、長慶が畿内に於て実権を掌握したと考えられるにもかかわらず、依然として幕府文書が相当数残存している事実が判明するのである。従って幕府と三好氏が、いずれも何らかの実権を有し相互に権限分担を行なっていた二元政治であったのか、或いは両者の間で授權関係が存在していたのかという問題が当然起ってくるであろう。

そこでこの点を考察するため、今少し幕府奉行人奉書の発給状況を検討してみよう。次の表は、管見の範囲で、天文十八年六月摂津江口の戦いの直後から、永禄十一年九月織田信長上洛に至るまで約二十年間に於て発給された室町幕府奉行人奉書を蒐集し、それを年次別に分けたものである。^⑬

これによると、年によって発給数に相当増減が激しいことが判明するが、更に詳細にみると天文十八年と同二十三年、弘治三年、および永禄九年以降の三回が特に急激に減少していることが明らかであろう。このうち天文十八年は江口の戦いの年で、晴元政権崩壊による一時的混乱と見ることででき、最後の永禄九年は足利義輝が暗殺された翌年であるから、そのための幕府崩壊と理解することができる。この事情を一層具体的に知るために、この時期における幕府重職の移動表を作成し、これと別表の奉行人奉書発給数を対照してみよう。これによると将軍が京都を離れる時期と、奉行人奉書発給数の間に顕著な相関関係が存在することに容易に気付くであろう。すなわち文書数が一〇点に満たぬ天文十八、二〇、同二

表Ⅱ 室町幕府奉行人奉書発給数

頭人 その他	加 堂 進物	判 買得地	下 知状	禁 制	奉 書 総数	
1	2	2	1	1	3	天文18
3			3	1	16	19
	1			2	6	20
					51	21
					14	22
					0	23
					3	弘治元
				1	5	2
				3	5	3
1	1			3	13	永禄元
	3		1		17	2
	3	1	2	5	30	3
1	13	10	3	2	37	4
	2	2	5	2	34	5
			3	1	12	6
			1	3	13	7
				2	7	8
				1	1	9
				1	3	10
				1	3	11

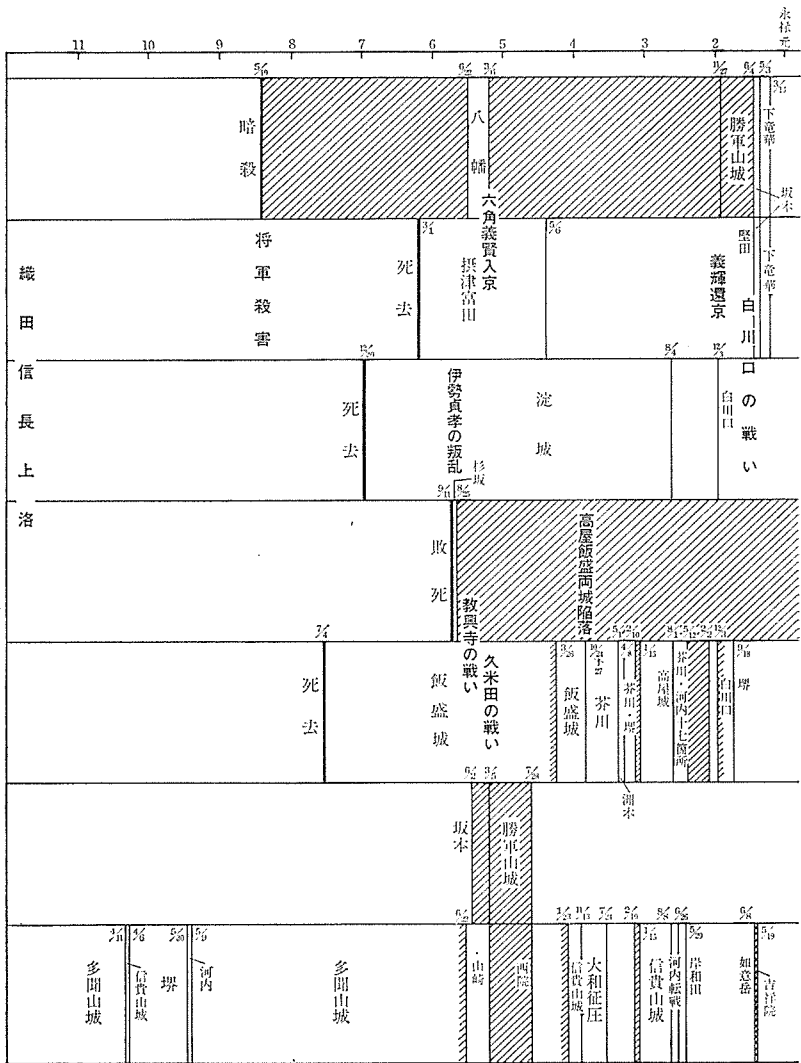
三〇弘治三、の三時期は、いずれも將軍義輝が近江朽木に逃亡していた期間に当たっている。とくに問題は天文二十三年以降の急減であろう。そこでその減少した義輝亡命時代の僅かの発給奉書を逐一検討すると、まず天文二十二年六月を最後に、永禄元年九月に至るまで五年余の間、京都とくに洛中に対して、僅かに二点しか奉書が出されていないことが判明した。この期間の幕府文書は大半が禁制であり、あとは朽木や丹波に散居する反三好党一派、さらに地方の戦国大名に対して出されたものにすぎない^⑨。要するに奉行人奉書が出されなくなったことにより、天文二十二年のある時点以降五年間、幕府はその機能を殆んど停止しているのである。

そこで長慶裁許状十数点の発給時期を改めて見てみると、これらはこの幕府文書が出ていない五年間に集中的に発給されたものであることが判明する。すなわち長慶独裁時代は、室町幕府の文書を京都から全く締め出すことで成立し得たのである。かかる状態は室町幕府始まって以来のことであり、かの織田信長ですら、入京当初から元亀にかけては幕府奉行人奉書を利用して畿内支配を試みていたこと^⑩と考え合わせると、長慶の実権掌握は画期的な事件であるといえよう。かつて大永七年に高国政権が崩壊して、足利義維の堺公方府が和泉堺に成立したさい、將軍義晴がやはり朽木に亡命しているが、その間義晴方の文書も若干は京都に出ていた^⑪。しかるに今回は、幕府の奉行人奉書を停止せしめ、代るに長慶が自ら裁許状を発給しているのである。これは何によって可能となったのであろうか。

天文十八年の入京後程なく、自ら管領制を否定し

弘治元年										天文18	
3	2	23	22	21	20	19	18				
朽木			雲山城	比良坂本	朽木	坂本	穴太	坂本	江口の戦い	〔将軍〕 足利義輝	
朽木			雲山城	比良坂本	朽木	坂本	穴太	坂本	細川晴元	〔管領〕	
朽木			雲山城	比良坂本	朽木	坂本	穴太	坂本	細川氏綱	〔管領〕	
朽木			雲山城	比良坂本	朽木	坂本	穴太	坂本	伊勢貞孝	〔政所執事〕	
芥川			芥川	芥川	芥川	芥川	芥川	芥川	三好長慶	〔相伴衆〕	
芥川			芥川	芥川	芥川	芥川	芥川	芥川	六角義賢	〔近江守護〕	
芥川			芥川	芥川	芥川	芥川	芥川	芥川	松永久秀	〔御供衆〕	

室町幕府最末期の京都支配（今谷）



た長慶は、必然的に室町幕府と対決せざるを得なくなり、根強い反三好勢力との戦争を余儀なくされるが、結局丸四年の歳月を費してついに幕府勢力を京都から一掃することに成功した。すなわち天文二十二年八月一日、厳しい砲撃戦のすえに足利義輝方の東山靈山城は陥落し、幕府・細川晴元など反三好勢力に対して長慶軍の軍事的優位は決定的なものとなり、以後五年間も將軍が近江朽木に幽居せしめられることとなったのである。そして先述の幕府文書発給不能となった五年間が、まさにこの將軍の朽木逃亡時期と一致する。將軍が京都から長期に亘って離れるとき（とくに近江方面に亡命したときは）幕府はその機能を喪失するということが、ここでも一層はつきりと確認されたのである。かくて室町幕府は再び崩壊し、足利將軍は三好氏のために再度に亘り苦杯を嘗めさせられたのであった。しかも今回の戦争後における三好軍の処置は徹底していた。幕府の機能を停止させるため、山城北部の山間より近江朽木へ逃走中の將軍一行を待ち受け、奉公衆や奉行人を逮捕、大半を京都に拉致するという強硬策がとられたのである。

龍花より昨宵奉公衆奉行衆上洛云々、於大原此内松田對馬守、同子主計允兩人岩藏之山本人數召籠城へ上云々、同道來中沢備前守、

（光俊）

治部大藏丞兩人は高野蓮義坊方へ請取、今曉京都へ送之、無別儀云々、（領座）松田九郎左衛門は逃而龍花へ歸云々、松田對馬

（伊勢貞孝）

守父子は伊勢守内野依二郎左衛門、臼井兩人迎に罷、七時分上洛云々、此外大和刑部少輔、石谷□市等從坂本上洛云々、②

こうして奉行人の始どを將軍の許から京都へ強制連行し、一方逃亡して朽木の義輝の許へ奔った松田頼隆などの奉行人に対しては、京都の家宅を没収した。①これより先、既に早くから親三好派として長慶に帰服していた政所執事伊勢貞孝をも含めて、長慶政権は幕府権力の物理的排除を実行したのである。

京都に於て完全な覇権を握った長慶は、幕府なきあとの中央政権としてどのような政治体制を敷いたのであろうか。ここでは裁判制度のみに限ってこの問題を検討する。すでに靈山城陥落以前の天文二十二年七月頃から、洛中洛外の訴訟は長慶の陣所摂津芥川に持ち込まれていた。例えば同年七月の松尾神社と桂川四箇郷の用水相論を仲介した山科言繼と中御門宣忠は、室町幕府では裁許に効なしと見て、長慶の内者鳥養貞長に書状をめぐらして、長慶の裁許を仰いでいる。③しか

しながら、二百余年間続いた室町幕府の裁判の伝統がある京都で、先例を度外視して新たな規範から裁決を行なうには権門側の不信を招く恐れがあったし、三好政権側もかかる伝統的な幕府法による事務は不慣れであったと思われる。そこで早くから三好軍に帰参していた政所執事や京中に拉致した旧幕府奉行人を三好政権の法曹官僚として利用したであろうことは容易に考えられるところである。長慶の許に提出された各方面の訴状のうち重要なものは、三好氏側から伊勢貞孝に諮問が行なわれ、これを受けて伊勢貞孝および政所代蜷川親俊が裁許の方針を長慶に答申し、その意見に基づいて芥川城主三好長慶自ら、又は長慶被官人が裁許を下すという制度が成立した。

天文二十三年五月二十一日に、山城吉田郷と北白川郷の間で芝草刈りに端を発した争論がおこり、北白川の郷民が吉田郷に襲撃をかけるという事件が発生した^④。公卿の山科言継らは、上京の町衆五百余人と共に仲裁に駆けつけたが、結局この結着は政所執事伊勢貞孝と芥川城主の間で行なわれなければならなかった。五月二十九日にいたり、貞孝の家宰蜷川親俊は、三好長慶の被官齊藤基速と松永久秀の両名に宛てて裁許の原案を内示している。

一、白川与吉田郷相論事

対田中与三郎吉田兼右自筆請文案文ニ白川郷内非分地子之事書載之訖、如此時者雖帶御下知以下証文既其時承諾之条、不決理非相付論所之儀通法之段不珍者歟、但分明御判御下知於之難棄置者、被任御法被追放社家、以其上可有評判哉、

（中略）

一、白川与吉田郷申事、先日以使者令申候処、様鉢委細承候、然者以一書存分令申之、加御分別有様入魂可為祝着候、

猶進藤内藏助可申候、恐々——

天文三年

五月廿九日

（証文）

齊藤越前守殿

（久秀）

松永彈正忠殿進之候

ここに於て、松永久秀の三好政権内部における政治的地位も自づと明らかである。つまり久秀は、三好長慶の下で訴訟を取り次ぐ役割を齋藤基速と並んで果していたのであって、その地位は決して長慶と並ぶものではなく、いわんや芥川城主の権限を超えるものではあり得ず、この関係は基本的に長慶の死に至るまで変らなかつたものと思われる。そのことは後述のように武家文書の上からも容易に確認しうる。

さてかかる体制になってみると、三好政権内で権門・荘園領主の利害を代表すべき立場にあつた伊勢貞孝の地位は極めて重大であつた。前掲芝草刈相論の意見具申においても「如此時（中略）通法之段不珍」あるいは「任御法」と伝統的な武家法の論理を展開する蛭川親俊の立場は、三好政権内で室町的秩序をギリギリの線で反映させ、且つ代表するものといえよう。『言繼卿記』天文廿三年五月四日条に、

禁裏東南堀之事、伊勢守・三好筑前守等に被仰出之、京中に可被掘之由御談合有之、

と記されている如く、朝廷側でも貞孝を陰の実権者とみて、内命をこの兩人に対して下している。従つて長慶も裁許に於ける貞孝の影響力を認めざるを得ず、東福寺大工職の相論では、裁許状の文中に、政所執事が答申案を作成した旨自ら明記しているのである。^⑦このような意味で『細川両家記』天文廿二年正月条に、「長慶上京有、勢州と万御内談の由候也」とある所伝は正しいのである。しかしその時期は早くとも同年八月以後であり、貞孝の地位はあくまで意見具申者にすぎず、裁許決定権者は長慶唯一人であることはいふまでもない。

- ① 『清涼寺文書』（東影）、この文書の年季は「筑前守長慶」とある官途名から永禄三年以前、さらに「公方御下知奉書」の遵行であるところから、幕府と長慶の和が破れる天文二十二年三月以前、従つて天文十八～二十一年の間と推定される。

- ② 『天竜寺文書』五（東影）

- ③ 「申結ぶ」も「糺明を遂げ」も室町時代に於て訴訟、審理を意味する常用語である。室町期の裁許状は鎌倉期の関東下知状や南北朝期の

直義裁許状の如く、論人・訴人の主張を判決文に明示することは省略され、すぐ判決本文が示されるのが通例。笠松宏至氏「室町幕府訴訟制度『意見』の考察」（史学雑誌六九編四号）参照。

- ④ この点は羽下徳彦氏「足利直義の立場——その二、裁許状をめぐる」（史論26・27合併号所収）における直義下知状の場合を参照。

- ⑤ 羽下氏前掲論文

- ⑥ 『東寺文書』射（京影）

- ⑦ 『東寺執行日記』（東影）天文廿二年四月一日条、同年八月一日条、『東寺百合文書』さ四三月廿四日付狩野宣政院宮野淨忠書状、同文書さ五三月十一日付安井宗運宛祐己他二名連署書状、ほか。
- ⑧ 『天龍寺文書』五九月二日付天龍寺役者中宛物集女久勝書状参照。
- ⑨ 『法金剛院文書』亭子院三（京影）天文廿一年三月四日付珠榮房宛室町幕府奉行人連署奉書（以下奉行人奉書と略）、当日付当所名主沙汰人中宛奉行人奉書、同年四月六日付名主沙汰人中宛奉行人奉書、同文書一所収七月廿七日付当寺役者中宛三好長慶書状、長江氏前掲書。
- ⑩ 『大徳寺文書』二（大日本古文書）九三三〜九三五号
- ⑪ 『高槻市史』第三卷（史料編一）
- ⑫ 京都大学国史研究室所蔵原本『狩野亨吉氏蒐集古文書』所収「壬生家文書」天文十四年四月六日付飯尾為清奉書、二月十三日付松田盛秀書状案。
- ⑬ 末尾に蒐集した奉行人奉書の編年目録を掲げた。
- ⑭ この表において、下知状とは、「―――所被仰下也、仍下知如件」で書き止められる宛所なしの奉行人奉書を指す。武士・農民以外の商工業者、凡下に対して発給されるとき用いられる様式とされているものである（佐藤進一氏著『古文書学入門』P一五六）。禁制、過所についてもこの様式で出されるが、禁制はここでは別掲した。また頭人加判とは、連署の日下でない（左側）位置に政所執事が署判している連署奉書をいう。これは対象となる動産、不動産が将来に於て徳政令の影響を受けるような場合、とくに徳政を免除し、当該物件・債権の所有を保障するため出された。すなわち買得地の安堵、祠堂銭・神物等の安堵がそれである。桑山浩然氏は「中期における室町幕府政所の構成と機能」（『日本社会経済史研究』昭42中世編所収）に於て將軍家業務を執事の権限、裁判行政機能は執事代以下の奉行人の取扱とされたが、徳政に関連する動産、不動産の安堵は、中期からすでに政所執事

- の権限に属する（例えば『草嶋文書』所収康正二年十月十日付寺戸庄沙汰人中宛政所執事并奉行人連署奉書）。ここでことさらに頭人加判の数を表示したのは、伊勢貞孝が三好軍に投降したことにより、幕府の機能にそれがどう影響しているかを見るためである。なお貞孝の加判文書は永禄五年二月廿七日（『賦引付』三）を最後にその跡を絶つた、これは六角軍入京による將軍の八幡遷座に貞孝が同行を拒んだためで、幕府内でその後貞孝の地位を引継いだのは評定衆摂津晴門（『森田博三氏所蔵文書』永禄五年八月廿日付摂津晴門・諏訪晴長連署奉書）である。しかし本表では貞孝の文書のみを頭人加判と扱った。
- ⑮ 末尾掲載の編年目録参照。禁制を除いて京都の権門寺社に発給されたと考えられる奉書は、天文廿二年十二月五日付賀茂神主宛奉書、同廿四年六月廿日付竹院主権堂宛奉書および同年八月廿八日付妙蔵院禪乘宛奉書、弘治三年八月十九日付春日局代奉書の四点だろう。しかし前者は若狭の庄園に関するもの、また後者の春日局は將軍義輝の乳人であって、義輝に随行して朽木に滞在中と考えられる。よって明白に洛中に宛てたと思われるのは竹院主および禪乘宛の安堵奉書ただ二点のみである。
- ⑯ 奥野高広氏著『織田信長文書の研究』、脇田修氏「近世封建制の成立——信長政権を中心に——」（『封建國家の権力構造』所収）参照。
- ⑰ 前掲拙稿史料論文第二章第三節。
- ⑱ 例えば『東寺文書』甲号外（東影）所収享祿二年十月十七日付足利義晴奉行人連署奉書、ほか。
- ⑲ 『言繼卿記』同日条、『殿助往年記』同日条。
- ⑳ 『言繼卿記』天文廿二年八月七日条。
- ㉑ 同右同年十月廿一日条、さらに義輝に属して朽木に逃亡した廷臣に対してはその所領を奪うと脅迫している（同記同年八月十四日条）。
- ㉒ 貞孝は天文二〇年に將軍還京運動を企図して失敗、以後帰洛してい

る(『言繼卿記』同年二月一日条ほか)。

②③ 『言繼卿記』同年七月十六日条。

②④ 同右同年同日条。

②⑤ 宮内庁所蔵写本『蛭川家記』、この書状は蛭川親俊が署判したものと
思われる。なお内閣文庫所蔵写本『龜拾集』にも同一の案文を収載
している。次にこのように伊勢家から三好政権に答申された意見状を
表示する。

月日	差出者	宛所	内容	典拠
5・7	伊勢貞孝三	好長慶	木津駕興丁神人ノ課役相論	八坂神社
5・29	蛭川親俊	斎藤基連	白川・吉田郷芝草刈相論	蛭川家記
5・8	伊勢貞孝三	好長慶	北野社領ト清光院トノ相論	蛭川家記
9・8	伊勢貞孝三	好長慶	中沢光俊知行地相論	蛭川家記
9・15	伊勢貞孝三	好長慶	引物屋養子相統相論	蛭川家記
9・15	伊勢貞孝三	好長慶	一乗寺丸山跡職	蛭川家記
12・27	蛭川親俊	四手井家保	一乗寺丸山跡職	蛭川家記

②⑥ 『醍醐寺文書』四(大日本古文書) 九二三号永祿元年九月日付重見
捨雲宛醍醐惣庄申状には「彈正忠殿え御申奉憑候」とあり、恰も久秀
自身が訴訟の裁決権者であるかの如く受取れるが、なおよく検討して
みると、『鰐淵寺文書』二〇四号十月十三日付西塔執行代宛久秀書状
(弘治二年)に「則申聞長慶候」とあり、『泉涌寺文書』(東影)所取十月卅日付

三、幕府復活後の三好政権

將軍義輝が朽木に逃避していた天文末、弘治にいたる五年間が、三好長慶の全盛期であり、芥川城主長慶の号令は城・
和・摂・河・泉の五畿を中心に、近江・丹波・播磨の一部、さらには本拠讃岐・阿波・淡路に及び、実に八箇国を領する
一大戦国大名の観を呈した。この領域は応仁・文明の乱後に細川政元が把握していた旧細川家の領国^①にはば匹敵する。し

斎藤基連宛久秀書状に「双方之儀、長慶へ御不審之儀(中略)御申入」
とあるように、久秀の立場はあくまで訴訟取次事務取扱者として一貫
していることが判明する。なお前註第一章③参照。

②⑦ 就当寺繪皮大工職儀、竹岡小兵衛尉、河口太郎左衛門申結条、為紀
明対座中相尋刻、伺 公儀依無其理河口儀者被棄置旨、從勢州被申上
者、竹岡小兵衛尉ニ申付候、被成其御心得作事等可被仰付事肝要候、
恐々謹言

十一月廿七日

三好筑前守
長慶(花押)

東福寺行者御中(『東福寺蔵文書』)
この裁許状に於て、長慶自身判決を權威づけるためにことさらに貞孝の
原案作成を言及しているらしいことは、三好政権の限界を示すものと
して興味深い。反面朽木の亡命政権にとっては、かかる地位にある貞
孝が三好軍の掌中に落ちていることは、買得地祠堂錢神物の安堵権限
から、ひいては徳政令の公布権まで三好軍に奪われたに等しく、幕府
機能の麻痺を意味するものであった。後年、幕府の奉行人が貞孝を非
難して「先年至朽木(中略)御座之間、伊勢守令在京以私之儀相計公
陰并非祠堂」(『蛭川家古文書』八永祿五年九月二日付室町幕府奉行
人連署筆書)といっているのは、こうした義輝側の狼狽と打撃を物語
っている。

かしながら、その権力の中枢部を占める京都の掌握は結局永続せず、永禄元年春から開始される足利義輝と六角義賢連合軍の京都奪回戦に決定的な勝利を収めることができず、同年十一月廿七日に義輝は入洛を果たすことになる。その日長慶は細川氏綱、伊勢貞孝をはじめ、五年前に將軍から離反して三好方についた奉公衆・奉行人を引率して義輝を迎えねばならなかったものであり、和議とは云い条、実質に於ては長慶側の敗北であった。^②室町幕府奉行人奉書は同年九月廿四日に五年ぶりで洛中に発給され、幕府の裁判行政機能は完全に回復された。芥川城主長慶は永禄三年に幕府の相伴衆に列し、修理大夫の官途を受け、^①三管領に次ぐ待遇を与えられるが、実質的には京都支配から殆ど締め出され、被官人らを京都から撤退させざるを得なくなったのである。長慶裁許状は弘治三年冬東寺に宛てられたのを最後に洛中からは姿を消し、永禄二年の摂津郡家惣中に下された水論裁許状以後全く見られなくなる。これに代って永禄三～五年の間に洛中では幕府奉行人奉書が急増し、事態は天文十八年以前に逆転したのである。

以後永禄八年の足利義輝暗殺に至るまでの京都支配について、現存の武家文書によって簡単に跡付けてみたい。まず荘園領主、郷村、町組等に対する軍事的支配の直接的表現形態である禁制がどのように公布されていたかを見よう。^③この期間に於て特徴的なことは、永禄四年春より同五年春までの一年間に集中していることであり、これは近江の六角氏と三好松永軍が京都奪回をめぐる鎬ぎを削っていた状況^④を示すものである。さりながらその一年間を除けば、幕府奉行人の禁制が始どであり、とくに永禄二・六の兩年は一点も禁制が見出されず、幕府の主導下に小康状態を保っていたことが知られるのである。一方非軍事的な統治支配を示す裁許状、安堵状等の文書は如何であろうか。ここでは量的比較をみれば幕府奉行人奉書が圧倒的に多く一五〇点を超えるに對し、三好氏関係の裁許安堵状は年季の明確なもの一五点にすぎない。勿論三好関係では年季不明の被官人折紙が多数存在しているのであるが、年季を記さぬ以上、将来に對する法的効力を殆んど期待し得ぬものであって、その点で幕府奉行人奉書に及ばないと考えられる。これに對して幕府側は、前述のように権門寺社や有徳町衆の経済的利権を保障する買得地安堵、祠堂神物安堵等の権限を政所執事が掌握しており、^⑦永禄四～五

表Ⅲ 長慶以降三好松永氏裁許折紙一覧

年月日	発給者	宛先	内容	典拠
永禄2・8・28	松永久秀	中村弥三郎 他二名	用水相論ニツキ参決ヲ命ズ	鹿王院文書八
4・8・25	三好義長	六条八幡神社 社領安堵	若宮八幡宮	文書
9・17	〃	東寺 難掌 旧借相論ニツキ	犯人逮捕ヲ命ズ	東寺文書射
12・4	〃	大 山 崎 徳政ニツキ神物安堵	離宮八幡宮	文書
8・7・4	松永久秀	東寺 難掌 旧借相論重ネテ裁許	〃	〃
12・20	三好義継	清 玉 上 人 地子銭寄進安堵	阿弥陀寺文書	〃
9・4・22	三好長逸	余部図子惣中 買得地相論裁許	余部文書	〃
7・9	三好三人衆	瓦林三河守 婦参ニツキ所領安堵	今西文書	〃
11・7	三好長逸	真乗院侍者 院領所々安堵	真乘院文書	〃
〃	〃	仙翁寺村 中	〃	〃
10・正・3	長逸 宗渭	名主百姓中 守厚西堂二年貢納所ヲ命ズ	鹿王院文書八	〃
3・20	三好長逸	金 光 寺 灯明料違乱停止	金光寺文書	〃
8・24	三好三人衆	名主百姓中 大弼分年貢ヲ久我家ニ返ス	久我家文書	〃
〃	三好長逸	無明院役者 寺領安堵	退蔵院文書	〃

・義長の京都に出た裁許直状はわずかに四点にすぎず、三好政権が京都支配を失ったことがここでも確認される。なお三好氏は義長が家督を継承した永禄四年以降、鳥養貞長や金山長信等の奉行人制度が成立し、三好氏奉行人奉書とでもいうべき文書^⑩が十数点残存している。しかしこれも永禄八年までは年間二、三点しかみられず、永禄七年には一点も見出されない。

この権力は奉行人制の設置により、幕府権力とは独自の官僚機構を整備しようとしたのである。この点は管領家細川氏が守護奉行人制→管領代制へとたどったコースと軌を一にするものであった。しかしながら幕府権力と全く抱合した体制をとり続けた細川氏と異って、室町幕府の体制外から出発し幕府権力の克服を目指しながら、結局室町幕府制度の模倣

年のように軍事的緊張をめぐって徳政令公布が在地把握の有力手段となってくると、政所執事による頭人加判の制度は極めて重要な意味をもったものと考えられる。

ここで三好側の文書を検討すると、永禄二年の夏以降長慶は裁許・安堵など一切の文書を発給しておらず禁制すら殆ど出していない^⑪。また永禄二年八月と十二月に松永久秀の折紙があるので、この時期長慶が裁許状発給権を久秀に委譲したことが知られる^⑫。が、久秀折紙も永禄三年以降は全く見られず、その権限は長慶嫡子義長が継承していることが判明する。しかしそれにしても、長慶裁許状の跡を継いだ久秀

表Ⅳ 三好氏奉行人奉書一覧

年月日	奉者	宛先	内容	典拠
永禄 4・2・4	貞長・長高	二尊院役者 本山寺	山林伐採停止 寺領安堵	二尊院文書 本山寺文書
・9・22	長高	曼殊院雑掌	幕府裁許ノ遵行	曼殊院文書③
5・7・13	貞長・長高	北野松梅院	〃	〃
・7・19	長秋・〃	真乘院雑掌	寺領安堵	真乘院文書
6・7・22	〃・〃	市原野里中	幅枝里トノ柴木相論裁許	賀茂別雷神社文書
・閏12・28	貞長・高景	賀茂一社中	〃	〃
8・3・4	元清・長高	真澄上人	幕府伝戒許可ノ遵行	淨福寺文書④
・6・3・4	〃・長房	八瀬童子中	諸課役免除	八瀬童子文書
・7・2	〃・〃	妙頭寺	寄宿免除	妙頭寺文書
・〃・4	〃・俊昌	東寺雑掌	境内百姓ノ違乱停止	東寺文書⑤⑥⑦
・6・23	長房・長信	大仙院雑掌	寺領安堵	大仙院文書⑧⑨
・8・23	元清・俊昌	惟高妙安	足利義輝吊料寄進安堵	光源院文書⑩
・9・16	〃・長信	松室重清	福宜田安堵	松尾月読社文書⑪
元亀 3・12・26	〃・門右衛門尉	天王寺地下中	恩母子以下条々定	四天王寺文書

でしかない奉行人制を採用した点にこの政権の悲劇があった。三好氏奉行人制が制度として定着しなかったことは、残存発給文書数の僅少さにより余りにも明白である。その理由は同時期における圧倒的な室町幕府奉行人奉書の発給数と比較することにより自づと理解されよう。専門化した法曹官僚団としての訴訟裁決実績や意見制度の定着にみられる室町幕府奉行人の伝統的権威には、到底三好氏の奉行人では対抗し得なかったのである。後年、織田信長が畿内制圧に当って、足利義昭とその権威を利用せざるを得なかった理由は、まさにこうした点に求められるべきである。

こうして幕府になお徳政令の発布、債権債務の破棄・保障という権限を中心として、権門に対する所領安堵等広汎な実権が掌握されていることが誰の目にも明らかとなった。ここに於て松永久秀が京都の警察権を掌握し、所司代に就任した等とする見解が、とるに足りぬ俗説であることは余りにも明白である。しかしこれは裏を返して三好政権から見ると、將軍が在京し即ち幕府の存在する限り結局京都の実権を把握できないことを眼のあたりに見せつけられたことを意味する。長慶はかつて將軍の近江追放により五ヶ年間の独裁を行なったが、それも永禄元年の將軍還京で失敗しているのである。とすれば三好氏にとって將軍の物理的抹殺こそが唯一の京都掌握への道であり、強靱な室町幕府の生命——支配力の存続に焦りを感じた三好一族は、ついに將軍の暗殺を決行するにいたったのである。

① 『宣胤卿記』 永正四年六月廿四日条。

② このような將軍還京の評価については、従来からこれを室町幕府の伝統的形式を整えることを狙っていた長慶の成功と見る理解が有力であるが(例えば永原慶二氏『戦国の動乱』P二七二)、如上の分析からすれば、全く見当外れの憶測という他ない。

③ 『大通寺文書』同日付安堵奉書。

④ 宮内庁『永祿三年日記』同年正月十一日条、『兼右卿記』(東影)同月廿二日条。

⑤ 末尾に天文十八く永祿十一年間に大山崎を含む山城一國に掲示された禁制の編年目録を掲げた。

⑥ この間の経過については長江氏前掲書が最も詳細。

⑦ 前章注⑭参照。この点に関して『武政軌範』は執事の加判は「隨于事跡聊有差異乎」(政所沙汰編式日内談事条)と記すのみで、桑山浩然氏もこれを引き「事件の内容によるとされている」と具体的にすることは述べておられないが(同氏前掲論文「中期における室町幕府政所の構成と機能」、前掲筆者の分析により、かかる場合に限って政所執事の加判が行なわれることが明らかになったわけである。

⑧ この点については桑山氏「室町時代の徳政——徳政令と幕府財政——」(永原慶二・稲垣泰彦両氏共編『中世の社会と経済』所収 参照。ただし同氏が述べておられる永祿五年三月廿九日、四月十一日、四月廿日、八月廿五日の各徳政高札掲示は「長享年後畿内兵乱記」(統群書類総合戦部所収)の所伝によるもので、確証は全くない。とくに六角軍による洛中徳政公布の日付は「嵯川家古文書八」所収六角氏奉行人連署徳政令、および「田中光治氏所藏文書」所収永祿五年三月廿四日付嵯峨土倉中宛大覚寺坊官連署奉書により三月十八日であることは動かないから、『兵乱記』が「四月廿日比」とするのは史実に反するといふべきであり、『兵乱記』を根本史料として使うことは不可能で

あると考える。この点では中村吉治氏「戦国時代後期の土一揆と徳政」(歴史学研究二一・二)も同様の誤まりといふべきである。

⑨ 唯一の例外は『清源寺文書』所収永祿七年二月付禁制。

⑩ 久秀の八月廿八日付折紙は内容からいって召文、すなわち訴訟取次に近く、十二月廿五日付折紙も内容は召文である。加うるに十二月折紙の末尾は「——可被仰付之由候也、仍状如件」とあるように形式は奉書である。従って裁許直状発給権が完全な意味で久秀に委任されたか否か、大いに疑問である。

⑪ 義長の署判文書は禁制八点、裁許直状三点、書状一点にすぎないが、これは彼が夭折したためである。なお『後鑑』に「室町殿日記」所載として永祿三年十一月廿一日付光照院維摩院義長直状案文を引いているが、義興と義長は同一人であるにも拘らず「次義長へ可申入候」とあり、様式も奇異であって、明白な偽文書である。よって本稿では「室町殿日記」収載文書は一切使用しなかった。

⑫ ここで三好氏奉行人奉書とは貞長、長高、長秋、高景、元清、長房、俊昌、長信、右衛門尉の九名のうち兩名が署判する連署奉書をいい、別表に示す十五点が残存している。うち永祿八・九兩年の七点を『史料総覧』に収載しており、そのことごとくを幕府文書として扱っている。しかし貞長は花押の一致により三好内者の島義貞長であることは明白(第一章注①参照)で、長高も署判から長慶被官奈良長高と判明(『八坂神社文書』崇敬四)また長信は『久我文書』(東影)所収九月三日付松永久通宛連署書状の目下に「金山駿河守長信」とあって文中に「御統目之御判事、被任長慶御一札」と書かれているにより、三好義隆の内者であることが知られる。この三名が三好内衆と判明すれば残余の六名もすべて長慶・義長・義隆の奉行人たる事が確定する。

⑬ 『曼殊院文書』(東影)所収永祿五年二月廿八日付曼殊院維摩・松

梅院・本願寺雜掌各宛室町幕府奉行人連署裁許状。

- ⑭『淨福寺文書』（東影）所収永祿六年三月十八日付真澄上人宛幕府奉行人連署奉書。

- ⑮『東寺文書』五常所収十月八日付東寺雜掌宛三好長慶書状。

- ⑯『大仙院文書』二所収八月廿五日付当院雜掌宛三好長慶書状。

- ⑰『光源院文書』一（京影）三月十日付光源院役者中宛三好長逸書状。

- ⑱『松尾月読社文書』（京大所蔵原本）所収同年七月十三日付飯尾為清奉書。

⑲ 笠松宏至氏は前掲論文に於て、かかる意見制を詳細に分析したのち「室町幕府權力の軍事的、経済的基盤の弱体化に伴い、それ等の現実的な力に代って、そこに無形の力、即ち法の抽象的な權威が求められようとする政治的背景があった」という観点を呈示されている。なお『中世法制史料集』卷三解題所収意見状目録では、残存意見状の下限を天文廿一年とされるが、管見では永祿以降もなお意見状は残存している（『日野家領文書写』所収永祿元年十二月七日付奉行人連署意見状、同文書写所収同四年三月十日付開闢松田盛秀意見状）し、裁許奉書発給に際して右筆方意見を徴した例もあった（例えば『土岐文書』永祿五年二月廿九日付奉書、『正法寺文書』同年六月十三日付奉書）。加えて実質的な幕府滅亡後である永祿八年末の誓願寺、円福寺寺務職

四、むすびにかえて——三好政権の限界

三好政権は、まず応仁以後八〇年近く存続した幕府・管領府の体制を克服した点に成立したといえる。その政治的・形式的手続きとして、細川氏綱を擁立することによって自らは管領代格に擬し、茨木長隆が有していた幕府奉行人奉書の遵行権、洛中屋地在家処分権（かつて地方頭人が主持していたもの）、ひいては洛中の警察権を晴元政権から奪取したのである。かく管領府の実権を合法的に吸収した上で、幕府体制そのものの否定へと向かうことになった。その結果は天文二十二年

相論に於ては、朝廷が奉行人を通じて幕府の意見状を調査し繪旨発給の参考にせんとしている（『言繼卿記』同年十二月一日条、廿九日条）事実、依然としてなお意見制度の機能が權威を保ち続けていたことを物語る。

- ⑳ 京都市編『京都の歴史』3 P 四九八、京都府立総合資料館編『図録東寺百合文書』一〇二号文書解説、同『統図録東寺百合文書』五〇号文書解説、また最近永原慶二氏は「戦国の動乱」P 二八一に長慶が「松永氏を所司代としたことはたしかである」と書いておられるが、そのような確証は全くない。長慶が所司代に任ぜられたとするのは『武家名目抄』の所伝であって、これとて虚説たることは明白である。侍所所司代活動の記録は文明末以降所見がない（前掲拙稿史料論文、同古文書研究収載論文参照）ことは既に論じた。但し開闢のみは幕府滅亡まで残る。この時期の開闢は松田盛秀であり（『言繼卿記』永祿六年正月廿三日）開闢の警察機能保持も明徴がある（天文廿一年三月廿日条、同記永祿八年五月四日条、五日条）が、久秀とは何の関係もないことは明らかである。要するに久秀、長慶所司代云々は後世の付会以外の何ものでもない。従来通説は、末期における幕府の権力機能を無視する余り、ともすれば松永久秀の過大評価に陥っていたと考えられる。

より永禄元年に至る五年間の長慶独裁（それは長慶裁許状に象徴される）となってあらわれたが、根強い反三好勢力の存在と、訴訟裁決に関する室町幕府の伝統的権威、すなわち佐藤進一氏の言葉をかりていえば統治権的支配権の核を欠如したことにより、幕府の復活を許し、京都支配を放棄するのやむなきに至ったのである。

こうして三好氏一族は室町幕府と苦闘を続けたすえ、畿内に戦国大名権力を樹立するには將軍殺害によって幕府を覆滅する外なしと結論し、それを実行に移したのである。將軍暗殺で幕府の機能が停止したことはやはり武家文書の上にあらわれており、幕府奉行人奉書は激減し、代って三好氏奉行人奉書および義継・三人衆の裁許状が急増するのである。ここで松永氏の文書は、久秀嫡子久通の禁制が一点あるのみで奉書・裁許状は一点もなく、久秀が結局大和一国の戦国大名でしかなかったことを物語っている。幕府三度目の中絶により、再び三好氏の独裁が出現する筈であったが、三人衆政権も内訌と信長上洛により短命に終るのである。以上三好政権の政治的性格を専ら室町幕府権力との対抗関係に絞って考察した。しかしそれはこの政権の全貌を明らかにするものではないのであって、全般的な検討は当時の畿内土豪の存在形態や村落構造など在地の状況にまで立入って考察が必要であり、該政権の性格を明らかにするもう一つの前提である三好氏の財政基盤の骨格、就中地子銭や段米の徴収、庄園押領、権門からの礼銭徴収の問題、さらには三好軍兵基地としての堺や東寺の果たした役割ならびに鉄砲装備の状況等は今後の課題としてすべてを待ち越している。

最後に幕府なきあとの三好氏が戦国大名化へ向って一步を踏出した象徴的な事例を一つだけ掲げ結びにかえたい。それはこの政権が京都の内外で初めて文書に残る法令——撰銭令を公布したことである。一体戦国期の畿内で所謂分国法が發布された事実は従来から認められていない^②。この撰銭令は幕府法を継承したものであって、独自の戦国国家法とは勿論言えないが、当時なお全国流通構造の中核的地位を失わぬ京都の経済界全般を統制する法規が信長の撰銭令に先立って三好政権下に出されていたということ自体、注目に値するものであろう。同時に幕府の統治権力が明らかに三好一族によって占取されていたことを示すものと考えられる。

この撰銭令は戦後奥野高広氏によって、室町幕府法として初めて紹介されたものであるが、検討の結果実は幕府とは無関係で、三好政権の手になるものというべきことが判明した。まずこの法令は永禄九年に二回に亘り公布されているが、全文は奥野論文を御参照願うとしてここでは末尾の部分のみを掲げる。

（前略）

右条々堅被定置訖、若有違犯之輩者権門勢家のひくわんをいハす過銭拾貫文かけらるへし、えらふ者を告しらする族にハ褒美として五貫文可遣之、此外科の軽重をたゞし可被処敵科之由所候也、仍下知如件

永禄九年三月十七日

越前守三善判

（前略）

右条々堅被定置訖、若背此旨以内々相濟輩者権門勢家之被官をいハす於其身者被処敵科至私宅者闕所におこなはるへき由所候也、仍下知如件

永禄九年十二月廿九日

兵部丞三善判^④

この両者いずれも幕府奉行人が出したものでないことは、(1)書止文言に於て將軍の命を奉じたことを示す「所被仰下」という語句が見当らぬこと、(2)単独署判であること (3)越前守、兵部丞共に当時の幕府奉行人に該当者が存在せぬこと (4)前述の如く客観的状况として幕府は機能を停止しているとみられること、等により明白である。実はこの両者共当時撰津芥川城主で三好三人衆に推戴されていた細川昭元の管領代である。^⑤この法令が三人衆や義継の判物でなく、管領代奉書の様式をとっていることに、三好一族が内包せる抜き難い旧時代意識を見るべきであるが、信長上洛に先立って洛中に經濟法令を出し得たことは注目されてよい。

しかしながら反米徴収や荘園押領、礼銭の収奪等、茨木時代より荘園制否定に向って動き出したものの、所詮三好政権の財源調達方式その他中世的な性格を抜け切っておらず、荘園権門体制を克服し得ぬまま、ついに一反の検地も実施し得

ず一条の分国法を制定し得ぬまま織田氏の入京を迎えねばならなかった。このように最後まで三好氏の戦国大名化を阻み続けた体制が室町幕府の背後に存在しており、その全面的否定は、一向一揆との対決の中で強烈な軍事的エネルギーを蓄積した織豊政権の登場を待たねばならなかったのである。

- ① 義継署判の文書は禁制九点、直状二点他は書状若干で、明らかに次の三人衆に実権が移行していたことが知られる。三人衆署判の文書は禁制六點、直状十點、書状は六〇点以上に達する。(内訳は連署十三点、長逸卅四点、石成友通十一點、宗渭七點、篠原長房八點)
- ② 筆者は『上京文書』所収七月十日付上京洛中洛外惣中宛長慶条々(瀬田勝哉氏「近世都市成立史序説」『日本社会経済史研究』中世編)を、未熟な戦国家法と規定してよいと考える。瀬田氏はこの条々の年季を未詳とされているが、『言繼卿記』天文十九年七月十四日条と照合して、同年のものたることは明白である。
- ③ 同氏「前期封建制と撰銭禁令」(伊東多三郎氏編『国民生活史研究』卷二所収)
- ④ ともに『兼右卿記』(東影)永禄十年正月十八日条所収。
- ⑤ 「越前守三善」が飯尾為清であることは既に考証済み(前掲拙稿史料論文)であり、またこの時昭元の管領代たりしことも触れた(第一章注⑩)。次に「兵部丞三善」は『二尊院文書』二(東影)所収九月廿六日付二尊院宛書状の署判に「為房」とあり、包紙に「飯尾兵部丞為房」と書かれ、さらに同「花押の「為房」署判で管領代奉書の様式を示す文書が他に数点見出されたことにより飯尾為房と断定した。以下に昭元管領代奉書の一覧を掲げる。(一部前掲拙稿史料論文の目録と「追記」脱稿後表Ⅲに収載すべき史料として『勧修寺文書』(東影)六永禄八年十二月廿七日付勧修寺百姓中宛三好長逸折紙、表Ⅴに『東寺百合文書』と天文十九年五月八日付東寺雑掌宛奉書、『佐々木文書』(東影)四天文廿一年六月廿八日付尼子晴久宛奉書六通、『百合』で永禄五年七月十日付西九条名主百姓中宛奉書がそれぞれ判明した。ここに謹んで補訂する(表Ⅱは補正済)。

重複する)

年月日	奉者	宛所	内 容	典 拠
永禄 2・6・14	為清	多田院雑掌	反銭ヲ京済トシ 国催促停止	多田院文書二
9・3・17	〃	上京中洛外撰銭令	〃	兼右卿記
7・13	〃	松室重清神領惣安堵	〃	松尾月説社
12・29	為房	上京中洛外撰銭令	〃	兼右卿記
10・7・13	為清	広隆寺雑掌寺領所々	惣安堵	〃
9・7	〃	松尾社領	池水流用ヲ許シ 植林ヲ命ズ	〃
9・19	〃	名主百姓中社領押領停止	〃	松尾月説社
〃	〃	山城諸役所中過	役銭ヲ今村慶満ニ	二尊院文書
〃	〃	〃	沙汰セシム	言繼卿記
11・6・2	為清	阿弥陀寺	無縁土葬許可	阿弥陀寺文書
〃	〃	〃	〃	〃
7・11	為房	下京諸商人中	洛中洛外魚公事銭ヲ	京都太学
9・4	〃	本能寺雑掌	洛中屋地 買得安堵	古文書集
〃	〃	松尾社領	相拘ム	〃
〃	〃	為清	名主百姓中	松尾月説社
〃	〃	〃	原田某トノ相論裁許	文書

(注) 前掲拙稿史料論文にて永禄九年十二月の撰銭令をも為清奉書としたのは筆者の誤謬であり、ここに訂正する)

と天文十九年五月八日付東寺雑掌宛奉書、『佐々木文書』(東影)四天文廿一年六月廿八日付尼子晴久宛奉書六通、『百合』で永禄五年七月十日付西九条名主百姓中宛奉書がそれぞれ判明した。ここに謹んで補訂する(表Ⅱは補正済)。

表V 室町幕府奉行人奉書編年目録（一部佐藤進一氏の御協力を得た）

年月日	宛 所	内 容	典 拠	年月日	宛 所	内 容	典 拠
天文18・9・11	賀茂社ニ社中	祠官森ノ遺跡継承ヲ命ズ	鳥居大路文書	・20	將軍乳人局代	洛中屋地子錢 安堵	日野家領文書寫
・12・4	賀茂松丸	若狹宮川庄所務ノ慶松丸ニ安堵	〃	・26	山科家雜掌	禁裏率分關今村慶滿ノ押領停止	言繼 天文21・4・1
・17・4	賀茂守護	若狹宮川庄所務ノ慶松丸ニ安堵	〃	・28	玉芳軒	洪恩院寺領任持職相論 裁許	鹿王院文書 五
・19・2	賀茂守護	若狹宮川庄所務ノ慶松丸ニ安堵	〃	・28	正実大藏卿	納錢方補任相論裁許	龍川家占文書 24
・8	本法寺大泉坊	祠堂錢安堵	頭人御加判引付	・28	上下京酒屋中	東分公用米ヲ宮内卿局ニ安堵	東文書 四
・3	慶松丸	若狹宮川庄所務 相論裁許	鳥居大路文書	・4	松尾社一社中	院領所々重ネテ 安堵	法金剛院文書
・26	慶松丸	禁裏宮川庄所務 相論裁許	東寺百合文書マ	・6	法金剛院領	院領所々重ネテ 安堵	法金剛院文書
・15	多田院雜掌	足利義晴 遣背奉納	多田院文書	・12	名主沙汰人中	境内被官人諸役免除	若王子神社文書
・8	多田院雜掌	義晴忌仏事座位相論裁許	知恩寺文書	・14	久我家雜掌	家領三条町 重ネテ 安堵	久我家文書 27
・25	東寺雜掌	石清水八幡宮社務職安堵	菊大路家文書	・16	三奈町	〃	〃
・9	東寺雜掌	境内門前敷竹役催促	東寺百合文書	・17	相國寺	〃	〃
・16	大森新四郎	借銀相論裁許	頭人御加判引付	・28	久我家領洛中	山城小山郷紛失安堵	光源院文書 一
・10	美濃寺護	洛中屋地安堵	室町家御内書案	・13	所々百姓中	多羅尾綱知ノ押妨ヲ退ク	久我家文書
・11	頂妙寺雜掌	池上信宗ニ洛中屋地買得安堵	頭人御加判引付	・10	法金剛院	大德寺大工職相論 裁許	言繼 天文21・8・11
・12	頂妙寺雜掌	洛中敷地 買得安堵	田中光治	・24	珠榮房	粟津供御人塩座商売 安堵	法金剛院文書
・13	頂妙寺雜掌	愛宕神事灯明料 安堵	〃	・27	如意庵雜掌	寺子院領所々安堵	大德寺文書 三
・20	久我家雜掌	同右 蟻藏中ニ下知ヲ命ス	〃	・28	欲喜光寺雜掌	併僧料長議分 安堵	大原野神社文書
・7	御乳人局代	洛中敷地 安堵	日野家領文書寫	・23	大原野社領	〃	〃
・8	三寶院雜掌	院領所々還付惣安堵	醍醐寺文書	・15	名主百姓中	知行分山城崎岡田地 安堵	蟠川家古文書 5
・21	名主沙汰人中	境内敷地 還付安堵	三時知恩寺文書	・18	山科松ヶ崎	新坊知行分桂西庄他 安堵	土岐文書
・12	法華寺雜掌	寄宿停止	東寺文書 五常	・19	石谷兵部大輔	〃	專修寺文書 3
・4	法金剛院	院領所々惣安堵	法金剛院文書二	・18	北岩倉	北岩蔵郷内百姓年貢未進ヲ責ム	專修寺文書 6
・9	將軍乳人局代	洛中屋地 安堵	日野家領文書寫	・19	桂西庄名主	〃	〃
・9	遍照心院雜掌	院領山城中心村郷 安堵	大通寺文書	・19	桂西庄名主	藥室并石谷相論ノ所務抑留	專修寺文書 3

年月日	天文	宛所	内	容	典	撰
12・5	賀茂神主沙汰人中	森智久	若狭宮川庄安堵	鳥居大路文書	松尾月読社中	松尾月読社文書
8・16	同所	丹波御河内諸侍中	伊勢貞孝謀反ニヨリ代官職ヲ井上某ニ宛行	仁和尚文書	成就院文書	成就院境内
7・29	法金剛院境内	禁制	伊勢貞孝謀反ニヨリ代官職ヲ井上某ニ宛行	仁和尚文書	成就院文書	正因地御安堵
6・22	盛輪院	地子銭院納ヲ命ズ	北野法華堂供僧職、周慶ヲ補任	田中勘兵衛文書	古文書集七七一	名主百姓中
5・16	大慈院雜掌	敷地内土居掘地子銭安堵	北野目代日記	北野目代日記	古文書集七七一	曼殊院雜掌
4・11	紙問丸衆中	美濃紙公事銭ヲ宝慈院ニ安堵	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書	古文書集七七一	正因地御安堵
3・21	建仁寺福聚院	祠堂銭安堵	外宮引付	外宮引付	古文書集七七一	名主百姓中
21・14	鳥羽城南神	禁制	伊勢神宮造替奉加ヲ命ズ	真幡木神社文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
21・6	近江守護	伊勢神宮造替奉加ヲ命ズ	外宮引付	真幡木神社文書	古文書集七七一	正因地御安堵
12・22	長坂口商売人中	柴木役銭催促	若宮八幡宮文書	若宮八幡宮文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・29	東寺	殿地安堵、寄宿停止	東寺百合文書	東寺百合文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
29	紙座中	美濃紙京上ノ公事相論裁許	今堀日吉社文書	今堀日吉社文書	古文書集七七一	正因地御安堵
24	正因庵雜掌	内野地子銭 安堵	古文書集七七一	古文書集七七一	古文書集七七一	名主百姓中
12	曼殊院雜掌	諸ニ召ス	田中勘兵衛文書	田中勘兵衛文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
11・3	成就院境内	南禪寺正因庵ノ押妨ヲ却ク	麗王院文書	麗王院文書	古文書集七七一	正因地御安堵
11・3	松尾月読社中	禁制	成就院文書	成就院文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・20	曼殊院雜掌	諸ニ召ス	田中勘兵衛文書	田中勘兵衛文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・24	正因庵雜掌	内野地子銭 安堵	古文書集七七一	古文書集七七一	古文書集七七一	正因地御安堵
12・29	法華堂供僧中	内野地子銭 安堵	古文書集七七一	古文書集七七一	古文書集七七一	名主百姓中
12・30	百姓中	八瀬童子柴木公事課役免除	八瀬童子文書	八瀬童子文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	近江役所	美濃紙京上ノ公事相論裁許	今堀日吉社文書	今堀日吉社文書	古文書集七七一	正因地御安堵
12・31	紙座中	細井、松田某トノ敷地相論裁許	欲喜光寺文書	欲喜光寺文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・31	東寺	殿地安堵、寄宿停止	東寺百合文書	東寺百合文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	長坂口商売人中	柴木役銭催促	東山御文庫記録	東山御文庫記録	古文書集七七一	正因地御安堵
12・31	六条八幡宮	洛中屋地惣安堵、課役免除	若宮八幡宮文書	若宮八幡宮文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・31	神主	大内敷地、巷所等 安堵	真幡木神社文書	真幡木神社文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	島羽城南神	禁制	伊勢神宮造替奉加ヲ命ズ	外宮引付	古文書集七七一	正因地御安堵
12・31	近江守護	伊勢神宮造替奉加ヲ命ズ	外宮引付	外宮引付	古文書集七七一	名主百姓中
12・31	建仁寺福聚院	祠堂銭安堵	祠堂銭事	祠堂銭事	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	紙問丸衆中	美濃紙公事銭ヲ宝慈院ニ安堵	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書	古文書集七七一	正因地御安堵
12・31	大慈院雜掌	敷地内土居掘地子銭安堵	宝鏡寺文書	宝鏡寺文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・31	曼殊院雜掌	北野法華堂供僧職、周慶ヲ補任	北野目代日記	北野目代日記	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	盛輪院	地子銭院納ヲ命ズ	田中勘兵衛文書	田中勘兵衛文書	古文書集七七一	正因地御安堵
12・31	四條小路	禁制	伊勢貞孝謀反ニヨリ代官職ヲ井上某ニ宛行	仁和尚文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・31	百姓中	地子銭院納ヲ命ズ	北野法華堂供僧職、周慶ヲ補任	田中勘兵衛文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	法金剛院境内	伊勢貞孝謀反ニヨリ代官職ヲ井上某ニ宛行	仁和尚文書	仁和尚文書	古文書集七七一	正因地御安堵
12・31	丹波御河内諸侍中	伊勢貞孝謀反ニヨリ代官職ヲ井上某ニ宛行	仁和尚文書	仁和尚文書	古文書集七七一	名主百姓中
12・31	同所	伊勢貞孝謀反ニヨリ代官職ヲ井上某ニ宛行	仁和尚文書	仁和尚文書	古文書集七七一	曼殊院雜掌
12・31	賀茂神主沙汰人中	森智久	若狭宮川庄安堵	鳥居大路文書	松尾月読社中	松尾月読社文書
12・31	賀茂神主	森智久	若狭宮川庄安堵	鳥居大路文書	松尾月読社中	松尾月読社文書

室町幕府最末期の京都支配（今谷）

9	8	7	6	5	4	3	2	12	11	19	10	9	5	4	29		
16	22	12	28	21	24	3	2	12	11	18	10	9	5	4	29		
近江 保内商人中	知恩院雑掌 〃	知恩寺雑掌 〃	浄福寺境内 本願清玉上人	六角八町 百姓中	下野寺修寺雑掌 〃	阿弥陀寺住持 松尾社家中	御靈社別当 松室重清	桂宮院雑掌 妙心寺雑掌	春日局代 名主百姓中	東寺雑掌 西九条 名主百姓中	外二名 角田左京亮	鹿王院雑掌 本能寺雑掌	山崎松崎 山城松崎	玉包軒雑掌 眞高院雑掌	朱徳院田 名主百姓中		
枝村商人トノ紙荷相論裁許	住持座次ヲ浄土宗筆頭トス	禁制	三昧堂結縁許可 境内檀方土葬許可	禁制	掠領ノ輩ヲ退テ、地子銭ヲ沙汰	無縁所土葬重ネテ許可 八幡四郷ニ神物安堵ヲ約ス	造営奉加許可 松尾社公文分所々安堵	祠堂銭安堵 知行分田地屋地買得安堵	祠堂銭安堵 院領并園所地 惣安堵	日野家領所々四度惣安堵 西九条細内ノ押妨ヲ却ク	〃	飛鳥井家ノ借錢ヲ棄破セシム	年貢未進当納分進済ヲ命ズ	院領所々惣安堵	年貢以下春日局代ニ沙汰セシム		
今堀日吉神社 文書	知恩院文書 〃	知恩寺文書二	浄福寺文書	阿弥陀寺文書	法観寺文書	日野家領文書写	御靈神社文書 松尾月読社文書	二尊院文書 実相院文書 二	妙心寺文書 6 広隆寺文書 坤	日野家領文書 二 東寺百合文書リ	梅畑村共有文書	〃	竜川家古文書 14	田中勘兵衛文書	祠堂銭事 〃		
7	6	5	4	3	2	1	4	3	2	1	10	9	8	7	6		
26	28	10	14	7	22	21	26	7	2	1	18	13	11	10	9		
頂妙寺雑掌	善法寺雑掌	祇園社 百姓中	金蔵寺西室坊	春日局代	般舟三昧院雑掌	禪林寺 小舎人雑色中	後藤治部少輔 長徳寺	梅南軒正景	入江殿雑掌	春日局雑掌	四条六角 小舎人雑色中	丹波別院中畑郷 買得安堵	三上式部敷地被官人等 安堵	宮領洛中敷地ニ御堀人夫ヲ免除	若王子神社文書	春日局代 地上百姓中	
洛中屋地買得安堵	岩本坊ノ借錢ヲ棄破ス	祭礼路ノ作毛ヲ禁ズ	坊領所々 買得安堵	日野家家僕居住武者小路 安堵	祠堂銭 安堵	徳政棄破ノ借錢催促ヲ停止	禁制	〃	三時智恵院領所々 惣安堵	四条六角小舎人雑色トノ地子銭 相論、裁許	〃	〃	〃	〃	〃	院領山城村郷 安堵	
頂妙寺文書 三	石清水文書 六	賦引付	八坂神社文書上	聞名寺文書 三	賦引付	日野家領文書写	蟷川家古文書 3	〃	〃	近衛家文書 三	日野家領文書写	室町家御内書案	賦引付 三	〃	若王子神社文書	若宮八幡宮文書	大通寺文書

永祿	年月日	宛所	内	容	典	擧
8・3	本満寺	北野社人 西京諸住中	祠堂錢 安堵 淀神人八人合力頼母子安堵 淀神人六人合錢頼母子安堵 洛中洛外土倉トノ酒廻役相論裁許	北野文書	賦引付 三	祠堂錢事
9・2	酒屋土倉中 北野社一社中 如意庵雜掌	光園院跡坊領ヲ禪宗ニ安堵 祠堂錢 安堵 大山崎惣莊ニ神物ヲ安堵 祠堂錢 安堵	田中勘兵衛文書 蛭川家古文書24 離宮八幡宮文書 祠堂錢事	5・5 5・7 4・17 5・20	久我家雜掌 善法寺雜掌 正法寺住持 妙蓮寺 正法寺諸塔頭 淨福寺境内 近江守護 門滿院雜掌 南芳院雜掌 徳政一揆中	久我家雜掌 善法寺雜掌 正法寺住持 妙蓮寺 正法寺諸塔頭 淨福寺境内 近江守護 門滿院雜掌 南芳院雜掌 徳政一揆中
10・15	西米院元種 久我庄内 大正院雜掌	所々田島 買得 安堵 祠堂錢 安堵 所々田島 買得 安堵 白毫寺分 山林 買得安堵 祠堂錢 安堵	賦引付 三 大徳寺文書 妙蓮寺文書 祠堂錢事	6・13 6・16 7・18 8・20 9・2	久我家雜掌 善法寺雜掌 正法寺住持 妙蓮寺 正法寺諸塔頭 淨福寺境内 近江守護 門滿院雜掌 南芳院雜掌 徳政一揆中	久我家雜掌 善法寺雜掌 正法寺住持 妙蓮寺 正法寺諸塔頭 淨福寺境内 近江守護 門滿院雜掌 南芳院雜掌 徳政一揆中
11・10	廣隆寺雜掌 廣隆寺内奥坊 妙蓮寺 南禪寺牧護庵 本國寺雜掌	所々田島 買得 安堵 祠堂錢 安堵 所々田島 買得 安堵 白毫寺分 山林 買得安堵 祠堂錢 安堵	賦引付 三 大徳寺文書 妙蓮寺文書 祠堂錢事	6・13 6・16 7・18 8・20 9・2	久我家雜掌 善法寺雜掌 正法寺住持 妙蓮寺 正法寺諸塔頭 淨福寺境内 近江守護 門滿院雜掌 南芳院雜掌 徳政一揆中	久我家雜掌 善法寺雜掌 正法寺住持 妙蓮寺 正法寺諸塔頭 淨福寺境内 近江守護 門滿院雜掌 南芳院雜掌 徳政一揆中
12・3	春日局代 朝倉義景 正実坊提運	山城石田郷田地 買得 安堵 西七糸右京職 買得安堵 専修寺住職裁許ヲ末寺ニ伝達 山城八瀬庄加地子米 買得安堵 祠堂錢 安堵	光源院文書 賦引付 三 専修寺文書 賦引付 三 祠堂錢事	3・10 26・10 18・3 10・3 9・4	東寺寶輪院 法輪寺雜掌 松室重清 清和院文書 遍照心院雜掌 善法寺雜掌	東寺寶輪院 法輪寺雜掌 松室重清 清和院文書 遍照心院雜掌 善法寺雜掌
13・12	福壽院 竹田羅軒 東北院町	祠堂錢 安堵 加賀鐵江庄 買得安堵 西京上保内ノ地ヲ本郷与七郎ニ買得安堵 松梅院禪興トノ年貢借錢相論裁許	賦引付 三 賦引付 三 賦引付 三 賦引付 三	11・3 10・9 9・4 10・9	西岡富坂 名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄	西岡富坂 名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄
14・17	曼殊院雜掌 松梅院 本願寺雜掌	赤塚家政トノ木崎関代官職相論裁許	土岐文書	6・3 18・3	名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄	名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄
23・27	福壽院 竹田羅軒 東北院町	祠堂錢 安堵 加賀鐵江庄 買得安堵 西京上保内ノ地ヲ本郷与七郎ニ買得安堵 松梅院禪興トノ年貢借錢相論裁許	賦引付 三 賦引付 三 賦引付 三 賦引付 三	11・3 10・9 9・4 10・9	西岡富坂 名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄	西岡富坂 名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄
28・28	曼殊院雜掌 松梅院 本願寺雜掌	赤塚家政トノ木崎関代官職相論裁許	土岐文書	6・3 18・3	名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄	名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄
29・29	石谷兵部大輔	赤塚家政トノ木崎関代官職相論裁許	土岐文書	6・3 18・3	名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄	名主中 眞滿院禪乘 百姓中 淨福寺真澄

表Ⅵ 禁制一覽（大山崎ヲ含ム山城一國ニ限ル）

5	19	13	5	7	8	9	10	11	12	5	6	8	9	10	12	10	13	9	10	12	15	21	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
周助	廣徳院住持	阿弥陀寺	廬山寺雜掌	阿弥陀寺	本山寺雜掌	北野社宮仕能音	仁和寺借主中	西岡富坂	下司公文申	淨福寺真澄	清涼寺	大原野神社主	有馬湯山	法金剛院住持	寶茂社	名主百姓中	光明寺雜掌	堂舎再興ヲ許ス	境内 山林田畠 安堵	社殿修築ノタメ段錢催促	境内 山林田畠 安堵	堂舎再興ヲ許ス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
造宮奉加御判免許	輓聴師木小太郎ニ過所免許	弟子理欽ヲ後任トシ寺領安堵	禁 制	天下安全ノ祈禱ヲ命ズ	總川親俊奥州下向人馬過所	清水寺成就院トノ山論數許	光園院跡地沽却ノ乘破ス	愛宕神用ノ借錢返却ヲ命ズ	嵯峨境内土倉中ニ愛宕神物安堵	年貢當納未進分等納ヲ命ズ	定メ置クノ寺法度ヲ認ム	禁 制	造宮ノタメ境内竹木 安堵	阿弥陀堂 諸役免除	院領所々重ネテ惣安堵	法金剛院文書	座田文書 三	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
輓聴師文書	墨花院殿古文書	阿弥陀寺文書	芦山寺古文書	總川家古文書24	後鑑所取收布銀	田中勘兵衛文書	田中勘兵衛文書	山科家古文書二	田中光治氏文書	清和院文書 坤	淨福寺文書	清涼寺文書	大原野神社文書	攝州有馬文書	法金剛院文書	座田文書 三	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書	光明寺文書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
23 上野村	預狀衆中	27 御靈社別當	29 善法寺雜掌	8 3	29 田中坊雜掌	7 5 多田院雜掌	10 26 御靈社 境内別當 神人	28 久我中下庄 家所在	11 3 遍照心院雜掌	12 3 清和院雜掌	12 3 守厚西堂雜掌	9 7 妙頭寺	10 9 阿弥陀寺	12 祇園社新坊	12 30 広徳軒雜掌	7 4 本能寺	20 久我家領	20 名主百姓中	松室重清ノ預狀返并催促	境内茶屋ニ諸役免除	粟津魚座供御人ノ商売独占ヲ認	祖連ノ違法ニヨリ院領ヲ造宮料 菊大路家文書	社務職補任	足利義輝遺骨奉納	社務職補任	足利義輝遺骨奉納	社務職補任	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉納	足利義輝遺骨奉

年月日	発給者	宛所	様式	典拠	年月日	発給者	宛所	様式	典拠
天文(19)9・13	芥川孫十郎	永観堂 大原野社 勝持寺 要法寺	直状	禪林寺文書 勝持寺文書 要法寺文書 若宮八幡宮文書	弘治・10・23	三好長慶	大徳寺門前 知恩院塔頭 知恩院文書	直状	大徳寺文書一
20・2・11	六角氏奉行	大徳寺塔頭前	中問	大徳寺文書一	弘治・4・3	幕府奉行	上嵯峨 上京室町頭一町	奉禁制	清涼寺文書一
3・6・16	三好長慶	東福寺	直状	東福寺文書一	永禄・6・2	細川晴元	東寺境内	直状	東寺百合文書せ
6・7・20	左衛門尉某	大徳寺塔頭前	奉禁制	大徳寺文書	永禄・6・4	政勝、元成	三好義賢	奉禁制	三好義賢
8・7・23	飯尾為清	大山崎境内	中問	離宮八幡宮文書	9・10・9	三好義賢	阿弥陀寺	奉禁制	阿弥陀寺文書
9・8・16	六角氏奉行	東寺門前	直状	東寺百合文書せ	27・20	幕府奉行	阿弥陀寺	奉禁制	阿弥陀寺文書
11・7・3	安宅冬康	誓願寺塔頭	奉禁制	誓願寺文書	28	三好義賢	八坂法観寺	奉禁制	法観寺文書
21・7・2	芥川孫十郎	清涼寺嵯峨上	奉禁制	離宮八幡宮文書	3・7・28	幕府奉行	北野經王堂	直状	北野經王堂
11・11・3	飯尾元運	清涼寺成院	奉禁制	成院寺文書	8・12・7	知恩寺	知恩寺	奉禁制	知恩寺文書
12・12・14	飯尾元運	東福寺境内	直状	東福寺文書一	12・12・18	松永久秀	北野經王堂	直状	阿弥陀寺文書
22・7・14	幕府奉行	東福寺境内	奉禁制	東福寺文書一	4・2・21	三好義賢	室町家御内書案	直状	阿弥陀寺文書
23・12・7	三好義賢	法金剛院	直状	真幡寸神杜文書	3・3・17	幕府奉行	永観堂	奉禁制	永観堂
24・10・26	三好義賢	大徳寺門前	直状	大徳寺文書一	5・3・10	幕府奉行	本能寺	奉禁制	本能寺文書
弘治・2・10	三好義賢	大仙院	直状	大仙院文書二	7・3・24	三好義賢	知恩寺	中問	知恩寺文書
3・5・27	三好義賢	阿弥陀寺	奉禁制	阿弥陀寺文書	7・3・26	六角氏奉行	大徳寺門前	中問	大徳寺文書
3・8・27	幕府奉行	海住山寺	奉禁制	海住山寺文書	7・3・27	幕府奉行	北野神社	奉禁制	北野神社
3・9・16	幕府奉行	東寺境内	直状	東寺百合文書マ	7・3・28	幕府奉行	永観堂	奉禁制	永観堂
3・9・16	幕府奉行	阿弥陀寺	奉禁制	阿弥陀寺文書	7・3・29	幕府奉行	清水寺成院	奉禁制	清水寺成院
3・9・16	幕府奉行	本能寺	奉禁制	本能寺文書	7・3・30	幕府奉行	賀茂別當社文書	奉禁制	賀茂別當社文書

[illegible]

Un Essai sur le Syndicalisme Révolutionnaire en France

par

Minoru Tanigawa

La première scission de la C. G. T. (1921) était un des processus dans lesquels le syndicalisme français était obligé de réviser son principe en face de la vague de bolchevisation. La minorité qui avait fondé la C. G. T. U., acceptait le bolchevisme malgré son antagonisme interne, et elle faisait choix du syndicalisme politique. Par contre, la majorité qui proposait le C. E. T. et la nationalisation industrialisée, refusait le politicisme autoritaire du bolchevisme, et précisait la direction de pénétration au pouvoir économique au moyen des syndicats. Autrement dit, c'était une sorte de fédéralisme économique. L'évolution de la majorité a été négligée jusqu'ici par beaucoup d'historiens comme une simple transformation en réformisme. Mais, le point de vue de la majorité était essentiellement qu'on mette son moyen d'accord avec son but, qu'on persiste à l'autonomie du mouvement syndical. Par cela, son inclination à la révolution économique était une conséquence logique du structure idéologique du syndicalisme révolutionnaire depuis son origine.

Cet article est un essai d'éclaircir l'originalité philosophique du syndicalisme révolutionnaire, par analyse du caractère idéologique de la première scission, surtout en le comparant avec l'idée fondamentale du syndicalisme d'avant-guerre.

The Control over *Kyoto* 京都 in the latest *Muromachi-bakufu* 室町幕府

by

Akira Imatani

Being defeated at *Settsu-eguchi* 摂津江口 in the 18th year of *Tenbun* 天文, *Harumoto Hosokawa* 細川晴元 went out of power, and *Kinai* 畿内 was put under the control of *Nagayoshi Miyoshi* 三好長慶, who abolished the *Kanreidai* system 管領代制 which had been in force over 80 years since *Ōnin* 応仁 civil war. But *Muromachi-bakufu* 室町幕府 still kept

up its ruling system even in that period, which was proved by a lot of extant *Bugyōninrenjohōsho* 奉行人連署奉書 documents issued by it. Consequently, in order to clear up the political conditions of that period we have to turn our attention to the political relation between *Muromachi-bakufu* and the *Miyoshi* Government. As a lot of documents issued by the *Miyoshi* Government are hardly dated, I make use of the dated documents of *Muromachi-bakufu* in this article. Through the analysis of them I would like to clarify the significance of the “*Nagayoshi-saikyojō*” 長慶裁許狀 and other important documents issued by the *Miyoshi* Government.